

URP 先端的都市研究シリーズ 20

包摂都市ネットワークの最前線

包摂型都市のための社会的革新

包摂都市ネットワーク・ジャパン 編

先端的都市研究ブックレットシリーズの刊行に寄せて

本シリーズは、大阪市立大学都市研究プラザを拠点として取り組まれてきた先端的都市研究の成果や、それを踏まえた教育実践の成果を、多くの人々に共有していただくことを目的として刊行するものである。

都市研究プラザは、大阪市立大学が創設以来蓄積してきた「都市研究」の実績をもとに、2006年4月に開設された。「プラザ」という名称を付したのは、研究者だけではなく、都市において様々なまちづくりの実践に取り組む人々もそこに集い、相互に刺激を与え合い、新たなアイデアを産み出すことができるような「広場」としての役割を果たしていきたいと考えてのことであった。

その後、2007年度には、文部科学省が、我が国の大学の教育研究機能の一層の充実・強化を図り、世界最高水準の研究基盤の下で世界をリードする創造的な人材育成を図るため、国際的に卓越した教育研究拠点の形成を重点的に支援し、もって、国際競争力ある大学づくりを推進することを目的として創設した、グローバル COE プログラムの拠点のひとつに選ばれた。そして、2007年度から2011年度までの5年間、文部科学省の財政的支援の下に、「文化創造と社会的包摂に向けた都市の再構築」をテーマとする研究拠点形成推進事業に取り組んだ。その成果を受け継いでさらに、2014年度には、文部科学大臣より「共同利用・共同研究拠点」としての認定を受けた。現在は、この認定を踏まえて、「先端的都市研究拠点」という名称を掲げ、全国の関連研究者のコミュニティが都市研究プラザを拠点として、大阪市立大学がこれまで蓄積してきた都市研究の知的リソースや人的・組織的ネットワークを活用し、最先端の都市研究に取り組んでいただけるよう、そのための基盤整備に努めているところである。

その一方で、研究者とまちづくりの実践に取り組む人々がともに集うことができる「広場」でありたいという都市研究プラザ創設の理念もまた、この間一貫して維持されてきた。この理念に基づく研究者とまちづくりの実践者との協働は、大阪市立大学のキャンパスにおいてのみならず、「現場プラザ」と名付けられたサテライト施設においても多彩に展開され、様々な成果を挙げている。また、ソウル、台北、香港、バンコク、ジョクジャカルタ等の海外の諸都市に設

立した海外センターや海外オフィスを拠点として、それらの諸都市を基盤として活動する研究者やNPO等との協働にも取り組んでいる。

社会に開かれた「広場」において、まちづくりの実践から学び、その成果をまちづくりの実践へと還元していくような研究を継続していくことこそが、大阪市立大学都市研究プラザが目指すところである。本シリーズの刊行も、そうした目的を実現するための取り組みのひとつである。本シリーズが、大阪のみならず全国各地において、まちづくりの実践に活かしていたけたならば、これに優る喜びはない。

大阪市立大学都市研究プラザ所長

阿部 昌樹

目次

はじめに

第1章

都市的課題の多様性と包摂型都市の展望

全 泓奎

1

第2章

東アジアの社会住宅事情から考える—私たちのまちづくり・地域づくりへ

網中 孝幸

7

第3章

スポーツ大会選手村と社会住宅—台湾林口社会住宅を見学して

閻 和平

10

第4章

台湾における住宅政策の経過と福祉との連携について—林口ユニバーシアード選手村社会住宅での実践

古下 政義

18

第5章

行政による社会包摂の試み—社会住宅が持つ可能性

水野 有香

23

第6章

興隆公宅 (Xinglong Public Housing) における取り組み

吉本 馨

28

第7章

台湾の公的住宅におけるより良い暮らしのための取り組み—林口世第運選手村社会住宅の視察

玉川 恵美

32

第8章

台北市における多様な居住資源と新たな取り組み—「居住支援」の視点から

中山 徹

37

第9章

女性と子どもの保護ならびにエンパワーメント プロジェクト/ザ ガーデン オブ ホープ 社会福祉事業基金会 について—東アジア包摂都市ネットワークワークショップ視察報告

松永 貴美

40

第10章

人と人がつながるコミュニティ形成—興隆公共住宅の取り組みから

米澤 美保子

46

第11章

「台北市公共住宅ユースイノベーション計画」について

矢野 淳士

50

第12章

2019年度 EA-ICN 台北大会を終えて—韓国側発表からの学び

湯山 篤

53

第13章

ソウルの支援住宅政策について

佐伯 大輔

59

第 14 章

施設収容から地域生活支援への転換—韓国・SH 公社の役割

野村 恭代

62

第 15 章

支援ではなく当事者の自立の重要性

東口洞チョッパン村の敷居無き銀口～サランバンマウル住口協同会の話

金 千秋

65

第 16 章

「トーク・トゥー・ミー」と日本と韓国における当事者の自己呼称について

鄭 栄鎮

77

第 17 章

都市格差社会におけるサービスハブ地域の研究課題—香港とシンガポールの比較研究を通じて

コロナトウスキ ヒェラルド

81

第1章

都市的課題の多様性と包摂型都市の展望

全 泓奎

1 はじめに

9回目となる本ワークショップの特徴をいくつかあげるならば、第一に、テーマや参加者の多様性、とりわけ、いわゆる「当事者」の参加が増えた点である。もう一つは、今回のワークショップの最大の成果ともいえることだが、東アジア包摂都市ネットワークの3番目の組織として、「包摂都市ネットワーク台湾(ICN-Taiwan)」が正式に発足した点である。

テーマの多様性にかんしては、これまでのワークショップは、どちらかといえば、やや住宅領域に偏っていたのではないかという印象が強かったが、今回のワークショップでは、それを含む4つのセッションが設けられ、セッションごとにより集中した議論を行うことができたのではと考えている。

以下では、ワークショップを振り返りながら、本ワークショップが持つ意義、そして今後の課題について考える機会にしたい。

2 テーマの多様性：都市的課題の多様化と包摂型都市の広がり

今回のワークショップでは、中心となるテーマを「包摂型都市のための社会的革新(Social Innovation for Inclusive Cities)」とし、それを基に4つのセッションを設けることにした。当初、主催側から提示されたセッションテーマは、従来と変わらず、社会住宅の整備に偏っているように思われ、その後現地に赴き、議論と調整を重ねる中で、都市的課題の多様性に認識を共有し、今回のようなセッション構成で合意するに至った。

まず第1セッションと第2セッションは、これまでに私たちの最も基本的な課題であった、「都市再生に向けた社会革新(Social Innovation for Urban regeneration)」と「負担可能な住宅のための社会革新(Social Innovation for Affordable housing)」であった。

これらのセッションには、今回のワークショップの開催にかかわる特別な意味が込められていた。今回のワークショップの多くの財政的な負担を担ってもらった政府の組織である、「住宅・都市再生センター」の発足を内外に知らせるとともに、その活動への期待をアピールしたいという趣旨である。以前より台湾側の主な関心は、専門的な住宅の管理機能や都市再生にかんする日本と韓国の高度な専門的スキルについてだった。

台湾では、中国との関係(兩岸関係)や国民党の政治的な志向性もあり、長らく「社会」という用語がタブー視されてきた。実際にこれまでの住宅政策においても、「国民住宅」、もしくは「平價住宅」がわずかながら公的住宅の機能(全住宅の0.08%)を担ってきた。しかし、その後民主化と経済的發展が続く中で、社会政策の一つとしての住宅政策へのニーズや関心が高まり、社会住宅のストックを増やそうとする傾向が強くなっている。また、その背景にはもう一つ、人口構造の変化によって、少子高齢化が加速化し、階層的な格差のみならず、若年層の相対的なはく奪が広がる世代間格差の増加も理由として挙げることができる(世代間格差の拡大による若い世帯への相対的なはく奪の増加は、東アジアの共通的問題である)。いずれにしてもこのような背景のなか、公的住宅ストックの供給拡大(とりわけ若年層向け住宅である、「青年住宅」)に加え、既存住宅の管理の充実(これまで台湾では住宅の公的な管理機関が不在であった)を図り、旧市街地への都市再生を進める都市機能の高度化を図るために新設されたのが、「住宅・都市再生センター」なのである。また、これまで同機関の発足を働きかけてきたのは、台湾側のカウンターパートナーである「専門家都市改革組織(OUR's)」や、国立台湾大学の研究者らであった。このグループが中心となり、日本や韓国との交流を進め、日本の都市再生機構や自治体の住宅供給公社、そして韓国の大韓土地住宅公社やソウル住宅都市公社との交流や視察を頻繁に行ってきた。その点からみると、私たちの交流のネットワークが、こうした形で政策経験や実践の共有にもポジティブな影響を与えてきた点が評価できる。

次に、「ダイバーシティのための社会革新 (Social Innovation for Diversity)」である。

日本では昨年の入管法改正を経て、本年度から開始された新しい在留資格(特

定技能1号・2号)により、今後5年間で外国人材(労働力)として34万人の新規来日が見込まれている。

しかし、日本では、既に、約270万人に達する「移住者」が生活しており、そのほとんどは、永住(特別永住を含む)、定住、配偶者等を含む、将来にわたって日本での生活が予想される人々である。しかし、近年、ヘイトスピーチ等をはじめとした社会の一角からの「ゼノフォビア」的な動きが勢いを増し、社会の多様性にかんする暗黙的な合意に亀裂をきたすような出来事が生じた。

一方、少子高齢化がますます進む中で、外国人は、不足する労働力を補う存在として注目され、また、人口減少や産業基盤の沈滞が続く地方では、地方創生にかかわる重要な人材として迎え入れられている。

すでに日本は、移民国家であることを否定できるような状況ではなくなっている。そう考えると、これからの議論の中心は、受け入れるかどうかの問題ではなく、いかに共生していくか、という点に変わっていくであろう。そのために必要なのは、社会的承認を高めていくための装置、つまり対話空間と文化的多様性の相互理解を高める交流機会の拡大である。それは、国籍や民族、人種にとどまらず、年齢や性別(ジェンダー)、さらには障がいの有無という基準をはるかに超えた、誰もが参加可能な社会、つまり包摂的な社会を具現していくための社会設計が求められているのである。そのためには、ダイバーシティを含んだ都市構想は欠かすことができない要素であり、それを率先して働きかけているグループや実践から学び得ることは多い。今回のワークショップでは、移民女性の自立支援等の活動を展開している韓国の当事者や、そしてその活動とも親和性が高いと思われる、阪神淡路大震災を経て生まれた、神戸のコミュニティラジオ局の代表理事がそれぞれ活動内容にかかわる報告をされ、会場からの多くの共感を得た。移民との共生にかかわる問題は、今後も東アジアに共通するものとして、ますます重要性が増してくると考えている。

最後に、住宅や、都市空間の刷新、復元力の向上(レジリエント都市)、多文化都市の価値を高めていくためにも、経済的要素は重要である。そのためには、どのような経済を構成要素とした社会をつくるのかにかかわる議論も重要である。つまり、今回は、経済や資本に過度に依存した没人間的な経済ではなく、「人間の顔」を持った経済、また社会的な価値を追い求める社会的経済について

ての議論を広げるための、(社会的)経済のための社会革新(Social Innovation for Economy)というセッションも設けられ、関連施策や実践の共有が行われた。本セッションで会場から喝さいが上がったのは、ソウル市内の簡易宿泊所(チョッパン)地域に住み、住民同士の生活共同体を実践されている方(地域の詳細については、野村恭代、2019、「地域福祉の新たな地平：貧困運動を契機としたまちづくり」、全泓奎編、『東アジア都市の居住と生活：福祉実践の現場から』、東信堂参照)の報告であった。様々な背景を持ち、現在も厳しい生活が続く中、高齢や病気、そして社会からの冷ややかなまなざしにさらされながらも、くじけずに住民との生活協同の場を切り拓いていこうとする、たくましい生活の力に多くの感動が広がったものと考ええる。

3 当事者性について考える

今回のもう一つの特徴を挙げるならば、「当事者性」というキーワードであろう。

これは、「当事者」とは何かという点にも関連するが、まず、当事者という概念を広く捉えるならば、私たちは、それぞれが置かれている立場に置いて、「当事者」であることに間違いない。しかし、もう少し概念の幅を狭めて考えるために、以下の引用文を参考に考えてみたい。

「当事者とは、「問題を抱えた人々」と同義ではない。問題を生み出す社会に適応してしまつては、ニーズは発生しない。ニーズ(必要)とは、欠乏や不足という意味からきている。私の現在の状態を、こうあってほしい状態に対する不足ととらえて、そうではない新しい現実を創り出そうとする構想力を持ったときに、はじめて自分のニーズとは何かかわかり、人は当事者になる。ニーズはあるのではなく、つくられる。ニーズをつくるというのは、もう一つの社会を構想することである(強調は筆者)」¹。

当事者という定義を上記の文献を基に考えるならば、今回のワークショップにおいて当事者という観点からの報告は、韓国からの発表者2名、そして日本か

¹ 出所：中西正司・上野千鶴子（2003）『当事者主権』、岩波新書、2-3頁

らの発表者1名に絞られる。

これまでは、前回の台北ワークショップの際に、香港から狭小住宅の居住者が10名ほどのグループで参加し、香港の劣悪な居住実態や居住権について訴える報告を行い、会場から多くの共感を得た。その後、しばらくこのような当事者の声や、その実践を知る機会がなかったが、今回は、日韓両方から報告を聞き交流ができた点は、非常に大きな成果であったと考える。当事者の肉声を聞きながら、会場に集まった多様な立場の参加者が、それを「我々」の問題や実践として共有したのではないかと、私は考える。

4 包摂型都市とは何か：私たちが目指すところ

「包摂型都市」とは何か、今回のワークショップでも、都市を構成する、ハードの側面(住宅、都市空間の再生、ICTシステムの導入)からソフトの側面(居住福祉、相談システム、入居支援、社会的経済)に至るまで、多様な都市的課題や実践について取り上げることができた。

それを振り返ってまとめてみると、やはり目標に置くべきは、都市的活動への参加の保障ではないかと思われる。つまり、都市へのアクセスからどんどん遠ざかるようなプロセスやメカニズムを断ち切り、多少抽象的話になるが、人間味の溢れる関係性の確保と、誰もが参加しやすい、親しみやすい都市活動を精力的に展開していくことで、包摂型都市がつくられていくのではないかと考えている。数年前に刊行した書籍のタイトルは「包摂都市を構想する」で、英文では「Towards an Inclusive City」としている。現在どうなのか、ではなく、今後どうあるべきか、という点で参考になる実践を集めてみたかったためである。私たちの「包摂都市ネットワーク・ジャパン」の規約の第3条(目的)では、以下のような内容を記している。

「本会は、都市の脆弱化にまつわる新たな都市問題に対応し、より人間らしい暮らしを営める居住空間や、生き生きと活力にあふれた生活空間、そして居場所の確保に向けた都市間の連携を図っていくため、都市行政、研究者、市民等がともに調査研究し、包摂都市のネットワークの構築によって誰もが参加可能な包摂都市の実現に必要な諸条件を整えていくことを目的とする。」

これが、私たちが目指す包摂型都市に向けた、正しい方向性を示してくれるこ

とと期待している。

5 10回目のワークショップを展望しながら

来年は、第1回の台北ワークショップ(2010年)から10周年を迎える記念すべき節目の年に当たる。すでに開催国も決まり、「韓国抱擁都市ネットワーク(KICN)」メンバーの間では、準備に向けた議論が始まっている。例えば参加グループを増やす、参加地域を増やす、活動や報告内容を、より実践力や行動力を持つものとして社会への発信を広げるなどである。

これに見合うモデルを、「包摂都市ネットワーク・ジャパン」としても準備していく必要がある。

また、10回目のワークショップに当たっては、東アジア共同の組織作りにかんする、慎重な提言も進められようとしている。これまでのバーチャルな、またルーズな連携から、より具体的かつ可視的な行動を起こしていくための、組織作りに向けた取り組みが始まろうとしているのである。それにわれわれはどのように応えていくのか、これにあたっては先述した「当事者性」を広義的に解釈し、わたしたち一人ひとりが当事者の視点から、知恵を集めて行動に移していくことが求められる。

第2章

東アジアの社会住宅事情から考える

私たちのまちづくり・地域づくりへ

網中 孝幸

1 台湾・台北市における社会住宅のフィールドワーク

第9回東アジア包摂都市ネットワーク(EA-ICN)ワークショップが2019年9月4日から台湾・台北市において開催されました。初日に実施されましたフィールドワークでは、公共施設のリユースとしての林口ユニバーシアード選手村を活用した社会住宅、福祉的視点を持った、ひとり親家庭やDV被害者支援の社会住宅などの視察を行った。

台北市文山区興隆D2社会住宅については、従前あった平価住宅(低所得者向住宅)の建替えを含み、市場価格より低廉な賃貸の公共住宅で、3割は旧平価住宅の住民で7割は一般入居として、現在2460戸の建替え計画が進められています。当該、社会住宅は、1・2階の低層階にデイサービス、青少年自立支援、作業場、グループホーム、保育所(生後2か月から2歳まで)を併設し、高層棟の住宅の中位階には、多元的公共休憩スペースとして、憩いの場、ランニング・ウォーキングできるコースや入居者の相談や見守りを行っているスタッフの事務所もありました。また、個別の住戸では例えば、障がい者が使いやすいBluetoothで鍵の施開錠ができたり、コンセントが高い位置に設置されていたり、消費電力等がタブレット端末を用いて可視化できるITを活用したスマート住宅などが見られました。

そして、ミクストコミュニティづくりの一環で社会住宅ユースリノベーション計画として、若者をまちづくりの活動の種にすべく、住宅を35戸確保する中で応募してきた若者が自分の活動を行っています。現在、32世帯が入居し、フリーマーケットの開催、ギタークラブ、匂い袋作成等のワークショップ、住民が読むことで住民のアイデンティティの醸成につながるニュ

ース発行など、31の提案、69のイベント、1200時間を実際に投入して進められており、同様のプロジェクトが台北において4か所動いています。

2 住宅のハード整備から仕組みづくりソフト支援の充実へ

このように社会を取り巻く状況は異なっているものの、台北市が現在、直面している経済的弱者への対応、住宅問題、都市再生などの社会課題に対して、従前からの再開発や住宅建設等のハード整備に止まらず、福祉的視点を持って制度設計や仕組みづくり、また、当事者のエンパワーメントを引き出す、人へ寄り添う、人から人への伴走型のアプローチを行うサービス提供などが見られたのも今回の大きな特徴でありました。

振り返りますと私も参加しました2016年8月にソウルで開催された第6回東アジア包摂都市ネットワーク(EA-ICN)ワークショップにおいては、当時、大規模開発等による新たな住宅建設の取り組みなど、東アジアの各都市(日本を除く)からは、ハード整備を中心とした報告が多く見受けられましたが、あれから3年が経過し、今回の台湾、香港、韓国の各セッションの報告発表においては、いわゆる経済的弱者や社会的弱者を支え、多面的なサポートを展開するソフトの発表が中心に変化してきており、この3年間という短期間で東アジア各都市の課題が急速にある意味、ハードからソフトへと重心が移り、それらの課題解決に対して行政のみならず、NPOなど社会課題に取り組む多様なセクターが若い力が中心に関わり、力強く牽引していることを実感したワークショップになりました。

また、これらの社会課題に対してのアプローチや取り組みについては、公共施設(公営住宅含む)の老朽化や劣化、少子高齢化の急速な進行、コミュニティの再生、あわせて厳しい財政状況などなど、八尾市を含む我が国の多くの基礎自治体が日々、取り組みを進めている施策や事業に役立つヒントや方向性が示されていると考えています。

現在、各基礎自治体においても従来型の投資的経費である税を財源として投入するハード整備に加えまして、既存ストックの活用をはじめ、公共施設の長寿命化、複合化による公共施設の最適化による予算の縮減やセールアン

ドリースバック、PPP/PFIの活用などの民間資金の調達、マーケティング調査を行っての官民連携の試みなど新たな手法がみられます。

一方、ソフト施策事業のアプローチとしては、「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備、生活困窮者の自立支援、就労支援・就労訓練、ユニバーサルデザインの推進、交流人口を増やす仕掛けづくり、公営住宅への学生入居、買い物支援、移動支援、学習支援や子ども食堂などの子どもの居場所づくり、子どもから若者・子育て世代・中高年・高齢者…といったさまざまな世代がゆるやかにつながり共生する地域コミュニティづくりなどがあります。

これらをふまえ、今後は、ハード整備の推進と福祉的な視点などを取り入れたソフト施策の展開を政策形成過程から議論を深めていくことが施策事業を展開する上で相乗効果をさらに高めるという点においても重要であります。そのためには様々な社会課題に対して、基礎自治体、自らにおいて、それぞれの部局セクションが垣根を越えて縦割りを排しつつ、主体性を持って専門性を発揮して横断的に連携することに努めるとともに、一方では、大学・研究機関やNPOなどの多様な外部の知見やネットワーク力の支援を受けて、市民のエンパワーメント、特に新しいまちづくりの担い手である若者の力を引き出し、持続可能なしっかり将来の「まちづくり」に根付かすことが大切です。

3 終わりに

最後に、八尾市におきましても、人と仕組みをつなぎ、仕組みと仕組みをつなぎ、人と人をつないで地域に住む一人ひとりの暮らしを丁寧に紡ぎながら、誰一人取り残さない、誰もが参加可能な社会の実現に向けて、この度の台湾でのワークショップで学んだ知見や交流の中で生まれた新たな人的ネットワークをまちづくり・地域づくりの現場へ活かしていきます。

第3章

スポーツ大会選手村と社会住宅

台湾林口社会住宅を見学して

閻 和平

1 スポーツ大会と選手村

1-1 オリンピックと選手村

2020年の今年、東京オリンピックが開催される。新国立競技場が完成し、聖火リレーがまもなく始まる。大会本番に向けてのスタートが切られた。

オリンピックのような大規模の国際スポーツイベントには、大規模の選手村の建設が付き物である。東京オリンピックの場合、東京都中央区晴海で44ヘクタール敷地に、選手が滞在する宿泊棟は21棟3850戸が建設された。オリンピック期間中には1万8000人、パラリンピックには8000人が滞在する予定である。そして、大会後、リニューアルされ、民間住宅として利用される。リニューアル後の戸数が5632戸、このうち、4145戸が分譲に、1487戸が賃貸にそれぞれされて、大規模マンション群の「晴海フラッグ」の総居住者は1万人を超えると見られる。つまり、晴海地区には一気に一つの自治体に匹敵するコミュニティが誕生する。

オリンピックは多くの人に感動を与える素晴らしい国際イベントである。また、開催をめぐって、多額の開発便益が発生し、経済にプラスの影響を与えている。けれども、中低所得者や社会の弱者にとって、開催に伴う便益より、往々にして物価や地価の上昇などの不利益を被ることはしばしばである。そうでなくても、現在の東京は居住貧困、特に若者の居住貧困の深刻さが列挙されるまでもない。オリンピックを単に夢の祭典に終わらせないで、社会問題の解決のきっかけの一つすることを期待したい。

それには一つ参照事例として台湾林口社会住宅を紹介したい。筆者が2019年9月に台湾で開催された第9回東アジア包摂都市ネットワークシヨップに

参加して、そのプログラムの一つに台湾林口社会住宅を見学した。台湾林口社会住宅は 2017 年に台湾で開催された第 29 回ユニバーシアード大会の選手村であった。

本稿は主に林口社会住宅プロジェクトの経緯、現状を紹介するものである。後半には、林口社会住宅プロジェクトとも関連する近年の台湾の住宅政策の動きをめぐる資料を紹介する。

1-2 台北ユニバーシアード大会と選手村

2017 年 8 月 19 日～8 月 30 日に、台北市で第 29 回ユニバーシアード大会が開催された。台湾で開催された最大規模のスポーツイベントである。



開催に当たって、選手村は新北市林口区文化 1 路と仁愛路との交差点に建設された。写真（国家住宅及都市更新中心のホームページより）の通り、選手村は四つの基地に分かれて計 34 棟の建物が造られた。このうち、A、B、C 基地では、建物は 23 棟、約 2200 戸があり、134 の代表団から 10781 人が宿泊していた。宿泊棟には、休憩エリアや郵便局、銀行、美容院など生活に必要な施設が造られた。D 基地は建物が 11 棟あり、国際地区として競技関連業務を担うエリアであった。

選手が宿泊する部屋の広さは1部屋28～32坪、戸ごとに3～7人が利用し、部屋には冷房設備やWiFiサービスが完備された。

2 林口社会住宅

2-1 選手村を社会住宅に

2011年11月に、台北市が第29回ユニバーシアード大会の開催権を正式に獲得した。決定を受けて、2012年から選手村の設計・建設が行われ始まった。当初は全体の6割を占める3また4ルームからなる面積30坪以上の大きい部屋を分譲する案であった。2015年に『国民住宅条例』が廃止されて、分譲方式による国民住宅の提供は禁止され、公的住宅供給は全てが賃貸方式の社会住宅に切り替わることと決定された。それに伴い、選手村はすべてが社会住宅として利用することとなった。社会住宅として利用するにあたって、面積の広い部屋は小さく分割改修された。

台湾の社会住宅(social housing)とは、2015年に制定された『住宅法』によって定義され、政府が直接建設したもしくは民間住宅を借り上げて、アフォーダブル家賃で社会弱者または中低所得者に提供される賃貸住宅である。

民間団体は2010年頃から社会住宅の実現運動を推進していた。それまでには、台湾の住宅政策としての公的支援住宅は分譲タイプの国民住宅、合宜住宅しかなかった。それは一定の所得水準、住宅取得能力を前提にしたものであった。また、賃貸住宅市場においては、家賃の高騰や借家人権利の不安定などの問題が大きかったことも運動の背景にあった。民間の社会住宅実現運動の結果、2015年に分譲前提の『国民住宅条例』が廃止され、新たに社会住宅を推進する『住宅法』が制定された。

台湾の社会住宅は三つの柱がある。すなわち、分譲せず賃貸のみ、社会弱者優先、アフォーダブル家賃である。

社会住宅の第2次計画として、台湾は2021年～2024年に直接建設方式で12万戸、民間住宅借り上げ方式で8万戸、合計20万戸の社会住宅を供給する目標である。その中で、林口社会住宅は最大規模の社会住宅供給プロジェクトである。

2-2 林口社会住宅

社会住宅は当初市政府が一元に募集・運営する予定であったが、2017年に「国家住宅及都市更新中心」が新設されたのを受けて、市政府が募集のみを行い、社会住宅の管理業務を「国家住宅及都市更新中心」に譲り渡すことになった。一時期、台北市と新北市が分担して使用する計画もあったが、現在、新北市が全てを所管している。

林口社会住宅は全部で3408住戸と82の店舗物件がある。このうち、990戸が青年のスタートアップ、NPO、公的施設などに用いられる。入居募集戸数は2500戸、内訳として、1ルームタイプが396戸、2ルームタイプが726戸、3ルームタイプが1057戸、4ルームタイプが321戸である。住戸には基本的な家具類、エアコン、キッチンなどの整備がある。

募集は対象者を6つのカテゴリに分けて行なわれる。つまり、優先戸、睦隣戸、原住民戸、新婚または幼児あり世帯、警察消防戸、一般戸である。募集戸数の内、30%に当たる750戸は優先戸に割り当てられる。

優先住戸とは、第3子を有する世帯あるいは社会弱者世帯である。募集住戸の48%に当たる1200戸が一般戸に提供される。優先戸は点数制を採用し、点数の高い順から入居住戸を選ぶ。その他の募集は抽選方式である。

睦隣戸とは、林口に戸籍を有し、林口に6か月以上住んでいる地域住民のことであり、募集住戸の5%、125戸が割り当てられた。募集住戸の7%、175戸が結婚して2年以内あるいは胎児を含む6歳以下の子供のいる家庭に提供される。原住民には、募集戸数の5%、125戸を提供する。第1線で働く警察消防士には、募集総数の5%、125戸が保留される。

1ルームの室内使用面積とバルコニーを合わせた面積は13~17坪、2ルームタイプは18~26坪、3ルームタイプが31~36坪、4ルームタイプは35~40坪である。

家賃については、優先住戸は市場家賃の64%に相当する5500~16600台湾元である。一般戸は市場家賃の2割引き以上の優遇を受けられる。

申請資格は主に4つ要件が必要である。1) 年齢が20歳以上。2) 新北市に戸籍を有するか、または新北市、台北市、基隆市あるいは桃園市のいずれかに就学・就業している。3) 上記の都市に本人を含む家族が住宅を所有していない

いこと。ただし、DV 被害者や性的被害者はこの限りではない。4) 家族年間収入が 50%分位以下かつ一人当たり平均 50348 台湾元以下である。

2018 年 7 月 2 日に新北市政府が正式に入居募集を始めた。2500 戸の募集に対して、申込総件数は 5255 件、倍率が約 2 倍であった。特に、1 ルームタイプ 396 戸募集に対して、申込件数が 2170 件、競争倍率が 5 倍を超えた。2 ルームタイプ 726 戸に対して、申込件数が 1898 件であった。面積の広い 3 ルームタイプ 1057 戸に対して、申込件数が 861、4 ルームタイプ 321 戸に対して、326 件であり、やや低調であった。台湾の住宅困窮層が若い世帯であることを考えれば、若者向けのアフォーダブル住宅が求められているといえよう。

2-3 林口社会住宅の社会弱者支援

林口社会住宅は単に家賃を安くして、アフォーダブル住宅提供を目指すものではない。少子化、労働力不足問題を日本と同様に抱えている台湾において、林口社会住宅は少子化対策、労働力不足解消に寄与するよう運営されている。その目的に沿って、優先戸に第 3 子世帯を重点対象に据えたいうで、その支援に A ブロック、B ブロック、D ブロックに、非営利の幼稚園が設置される。

C ブロックにおいては、社会弱者への支援が重点に置かれて、そのための多種多様な福祉支援施設が設置されている。すなわち、長期ケアセンター（長期



照顧管理中心)、成人心身障害者ディサービスセンター (成人日間照顧身心障礙福利機構)、心身障害者就労施設 (身心障害者庇護工場)、心身障害者デイコミュニティ作業施設 (身心障害者日間社區作業施設)、心身障害者コミュニティ (身心障害者社區居住據點)、女性・子供シェルター (婦幼中途之家) などである。

写真の若者たちは居住者に対して種々の支援活動を提供する支援員 (訪視員) である。彼女らが活動のモットーとして手持ちしているプレートには“安居樂業”が書かれている。それがまた日本居住福祉学会のモットーでもある。

3 台湾の社会住宅政策の展開

3-1 國家住宅及都市更新中心

『住宅法』、『都市再生条例』の制定を受け、社会住宅の推進と都市のルネサンスを目的に、2018年8月1日に「國家住宅及都市更新中心」(National Housing and Urban Regeneration Center 略称 住都中心、HURC) が正式に設置された。今回のワークショップ主催者の一つである。その前身が公民協働の第3セクターを形にしていた様々な都市再生・開発主体であったが、國家住宅及都市更新中心は100%政府出資の組織である。職員は200人ほどである。

センターの基本ミッションは都市の再生・再開発を進めながら、社会住宅の充実を図っていくことである。目下、林口社会住宅の運営管理が当該センターの業務の柱の一つである。

3-2 居住正義

居住正義は台湾の住宅政策の基本理念と位置づけられている。社会住宅の推進、その実現のための國家住宅及都市更新中心の設立はすべてがこの理念を実現するための措置であるといえよう。

居住正義は単に家あるなしに止まらず、人間居住権を範囲とする概念である。台北市副市長を務めた張金鵬教授の解釈では、居住正義は4つの含意がある。すなわち、居住安心、居住公平、居住保障、居住尊厳である。

居住安心とは、住宅取引の安心、住宅性能面の安心、情報の非対称性を解消し、健全な市場取引制度構築を目指すものである。

居住公平とは、住宅投機、住宅バブルを抑制し、税制、財政、金融などの政策手段を用いて使用目的にあった公平な負担を目指して、住宅の基本機能・住を中心とする住宅市場を実現するものである。

居住保障とは、住宅を買えない人々、とりわけ社会弱者に対して賃貸方式を通じて、その居住権を保障し、住まいの確保を実現する。

居住尊厳とは、居住の質の改善、居住環境を含め、居住地域に対して誇りを感じる居住実現である。

3-3 『住宅法』と社会住宅と社会弱者

『住宅法』第3条の2項

社会住宅：政府が実施するもしくは奨励された民間が行う、専ら賃貸用に提供される住宅及び必要な付属施設。

第4条 主管官庁及び民間経営の社会住宅は、直轄市、県（市）制下の区を計測単位とし、経済または社会弱者に少なくとも30パーセント以上賃貸方式で提供しなければならない。このほかに、住民登録をしていないが、地域に就学、就業している居住希望者に一定の割合を提供しなければならない。前項でいう経済または社会弱者は下記要件のいずれに該当する者である。

- 一、低収入世帯または中低収入世帯。
- 二、特殊境遇にある家庭。
- 三、未成年子供を3人以上養育している。
- 四、保護施設あるいは保護家庭を退所し、自宅に帰れない、25歳未満の者。
- 五、65歳以上の高齢者。
- 六、家庭内暴力または性犯罪被害者及びその子供。
- 七、心身障害者。
- 八、先天性免疫不全症または罹患後免疫不全症候群。
- 九、原住民。
- 十、被災者。
- 十一、ホームレス。

十二、その他主管官庁が認めた者。

4 台湾林口社会住宅を見学して

図らずもユニバーシアード大会の開催、選手村の建設が台湾の住宅政策の転換と軌を一にした。成熟した都市社会で、大規模選手村の建設を伴う国際大会を開催するには、一時的な経済効果のみでなく、開催都市社会が更なる調和する方向に寄与することを第一に追求すべきではないかと考える。林口社会住宅はその事例だといえよう。

林口社会住宅をめぐる、様々な政治的動きもあった模様だが、政治家が住宅について積極的に発言し、選挙公約に与することは居住福祉社会の実現に重要なプロセスであると考え。社会弱者がその仕事・居住の不安定であるゆえに、選挙の投票行動は低調であろう。政治家にとって、彼らが票にならない存在に見えるかもしれない。これこそが今日の居住貧困深刻化の最大の問題ではないだろうか？！

【参考文献】

國家住宅及都市更新中心『林口世大運選手村 社會住宅出租申請手冊』

「林口世大運選手村社宅 中籤 42%」

<https://www.chinatimes.com/realtimenews/20180913003304-260410?chdtv> (2020年1月17日)

張金鶚 (2016年)『居住正義：你我都能實踐的理想』天下雜誌

第4章

台湾における住宅政策の経過と福祉との連携について

～林口ユニバーシアード選手村社会住宅での実践～

古下 政義

1 はじめに

2019年9月に台北で開催された第9回東アジアインクルーシブ都市ネットワーク(EA-ICN)国際ワークショップに関連して、台湾における住宅政策と福祉政策の融合について視察した「林口ユニバーシアード選手村社会住宅」の取組みに関して、その実施に至る台湾の住宅政策の経過と合わせて考察する。

2 台湾における住宅政策の経過

2-1 経済成長期における国民住宅政策

台湾の経済成長は1950年代からはじまる。都市への人口の集中が進み、経済の高成長が始まる1960年代には、都市化はいっそう進展した。こうした中で、住宅政策は住宅ローンへの補助など、民間市場を活用した持ち家の購入支援を主体とした施策が推進され、都市部の住宅価格の上昇に拍車をかけることに繋がっていく。1970年代初めには、台湾の都市人口は全住人口の60%以上を占めるようになり、都市における住宅問題が大きな政治課題となった。1975年には「国民住宅条例」が制定され、台北市や高尾市を中心とした都市部において「新鎮」と言われるニュータウン開発を主軸とした政府による国民住宅の建設が促進された。しかし1970年代後半から1980年代にかけて土地価格の高騰が著しくなり、建設コストの上昇も相まって、計画の遂行に大きな制約を受けてしまうことになる。また1980年代初頭の第2次石油危機による不況のため、国民住宅の空き家問題が顕在化し、直接国民住宅を建設する方法から民間による住宅供給へと施策の主軸が移ることになった。一方で国民住宅の適切な管理が十分に行われなかったことから、二重貸しや転売などが問題となると

もに、その居住者の大半が中層の所得階層であることも明らかとなり、本来必要とされる住民層に対する供給が不足していることが分かった。1990年代に入り、住宅供給について政府が直接建設する方式と民間投資による方式の併存となったが、政府の方針として規制緩和や市場原理に委ねる施策が中心となったことで、土地への投機が激化した。こうした経過を経て、住宅政策の中心となる中低所得層に対する住宅供給が不足し、現在においても公営賃貸住宅の供給は非常に少ない状況にある。

現在の台北市においては、人口 270 万人、105 万世帯を有する大都市であるが、持ち家率が 81.45%と極めて高い一方で、賃貸住宅が 11.09%と少なく、多様な経済的社会的背景を抱える市民の住宅ニーズに対し、住宅供給の方法は限定的となっている。しかも台北市の住宅価格は、平均年収の 15 年分必要であり、かなり高額となっている。一方で空き家も相当数あると言われており、過剰な住宅建設と不動産投資による価格の高騰がこうした状況を生んでいると考えられる。公共賃貸住宅の供給量についても台湾全体の数字であるが全住宅戸数の 0.68%と極めて低い状態となっており、低所得者層が居住に困窮する原因となっている。

2-2 新たな住宅政策

2015 年 9 月に民主進歩党の総統候補である蔡英文氏が、住宅不動産政策について発表している内容によると、台湾の人々は毎日一生懸命働いて稼いでいるのに、家を買う勇氣もない。これは高い不動産、高い空家率、少ない給与に台湾社会が長い間苦しんできたからであり、これに対して「居住政策」、「住宅市場への監督政策」、「住宅市場産業政策」の 3 つの具体策を実施し、現在の制度上の困難を打破するとともに、全般的に住宅市場を健全な発展へと導いていくと発言している。またそのために賃貸住宅である「社会住宅」を供給し、若者や弱者を優先しながらすべての人の居住権を保障していくとしている。

その後 2016 年 1 月の総統選挙で蔡英文氏が当選し、5 月に中華民国総統に就任すると「安心住宅計画」の推進を発表した。この施策による住宅は分譲せず賃貸のみで、適正家賃で良質な環境を備えた「社会住宅」を、8 年間で 20 万

戸用意し、経済的または社会的弱者を入居させるとしている。また、この「社会住宅」は、住宅を購入することができない低・中所得者や、福祉施設等での養育が終了した人、25歳未満の若者や65歳以上の高齢者、家庭内暴力や性的被害を受けた人やその子女、先住民族、被災者、路上生活者、主務官庁が認定したその他の弱者が、いずれも安心して生活を送ることができる場所となると伝えている。

3 林口ユニバーシアード選手村社会住宅

2019年9月に台北で開催された第9回東アジアインクルーシブ都市ネットワーク(EA-ICN)国際ワークショップに関連して、林口社会住宅の視察が行われた。(図4-1)



図4-1 林口社会住宅の視察

当該住宅は、2017年に台北市で開催されたユニバーシアード世界大会の選手村として、新北市林口区の面積約9.9ヘクタールの敷地を活用し、台湾政府と台北市、新北市の3者が協力して3,479戸の住宅を建設したものである。ユニバーシアード大会の後、「国家住宅都市更新センター」を設立し、併設された社会福祉施設と合わせて社会住宅として運営管理が行われている。

社会住宅の家賃は、市場家賃の8割程度に抑えられており、ファミリータイプ(図4-2)は床面積が100㎡と広いが、家賃は5万円程度である。特徴的であるのは、13人の家庭訪問員が配置され、住民の細かな困りごとにも対応していることである。新たな入居者の入居後すぐに訪問し、関係づくりを行い、入居者は問題が発生するとまず、この家庭訪問員に相談する。例えば、診察に付き添うなども行い、福祉的な問題も最後までフォローするそうである。(図4-3)

また、幼稚園や障害者福祉施



図4-2 居室の様子



図4-3 家庭訪問員

設、身体及び精神障害者のためのコミュニティ拠点や昼間の作業施設、DV被害を受けた女性と子供のシェルターなどの運営も行われており、若手社会起業家の定住促進と、こうした施設の運営に参画する仕組み作りなども行われている。

4 まとめ

今回視察した林口社会住宅は、蔡英文氏が総統に就任する以前から「林口国民住宅および2017年台北ユニバーシアード競技大会選手村」として建設が進められていたが、就任後に蔡英文氏の掲げる「居住正義」のスローガンのもとでより具体的に政策が推進されている。

また将来的な住宅政策目標として「健全な住宅賃貸・分譲市場」、「多元的な住居の提供への協力」、「住居環境の質の向上」の3つの方向性を示し、国民の基本的人権である「居住の権利」を保障する方針としており、林口社会住宅の視察を通じて、こうした方針を雄弁に語る明確なメッセージであると感じた。

【参考文献】

朱政徳 商聖宜 菊地吉信 桜井康宏 (2002)「台北市における住宅政策の変遷及び積層集合住宅供給の概要」

黄麗玲 (2016)「台湾の住宅政策と住宅問題—台北市を中心として」

堀込憲二 (2011)「豪宅と公営住宅」

https://www.machinami.or.jp/contents/publication/pdf/machinami/machinami063_8.pdf

第5章

行政による社会包摂の試み

社会住宅が持つ可能性

水野 有香

1 急速な少子高齢化がもたらす問題

台湾の総人口は、2019年12月現在2,360万人でわずかに増加しているものの（行政院主計總處）、國家發展委員會が2018年に発表した「中華民國人口推計（2018～2065年）」では、台湾の総人口は2022年に減少に転じるという予測が示された。現在のところ、2018年の年齢の中央値は41.5歳、15～64歳の稼働年齢層は72.5%を占めているが（國家發展委員會）、合計特殊出生率は日本

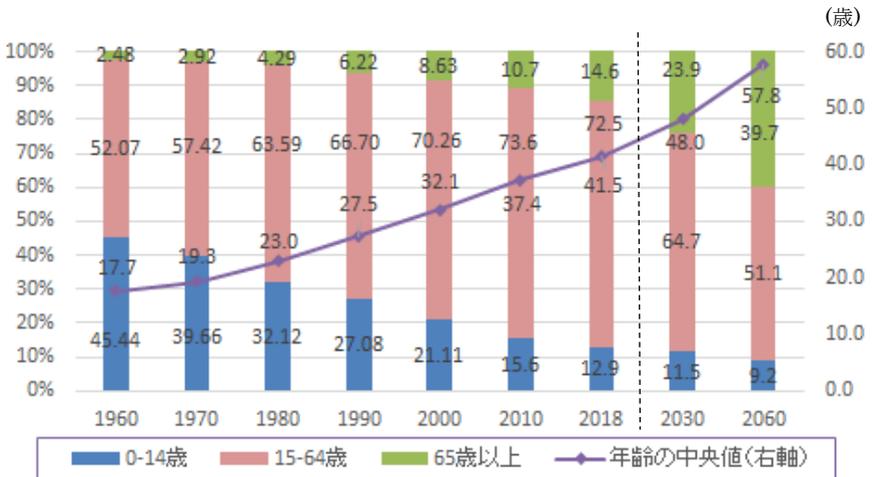


図 5-1 台湾の人口構成と年齢の中央値

（出典）國家發展委員會の統計より筆者作成。

より低い 1.13 (2017 年) であり、未婚化・晩婚化も進んでおり、将来推計人口の中位推計であっても 2030 年には年齢の中央値が 48.0 歳、65 歳以上人口が 23.9% まで上昇し、2060 年には年齢の中央値が 57.8 歳、65 歳以上人口が 39.7% となる見込みである (図〇-1)。

人口が少なく、経済規模も小さい台湾社会にとって、少子化や晩婚化、高齢化の進展がもたらすインパクトは、日本以上に大きいと考えられる。

「自由主義的家族主義」(落合 2013) である台湾では、祖父母は孫育ての強力なサポーターであることと引き換えに、子どもたち夫婦は将来祖父母の老後のケア (介護) を行う「世代間にまたがるケアの循環」が夫婦共働き社会を支えてきた (磯部・後藤・菊池 2017)。しかしそれが難しい世帯も増加しており、ますます社会政策の役割が拡大している。

2 社会住宅の持つ意味

2-1 平価住宅から社会住宅へ

家庭収支調査によれば 2018 年の持ち家率は 84.52% であるが (行政院主計総処)、大部分の住宅が少数の富裕層の所有となっており、1111 人力銀行が実施した会社員の住宅事情に関する調査では、8 割が「持ち家なしの賃貸住宅住まい」と回答している。

家賃の高い台湾では、賃貸であっても家賃が年収の約 1/4 を占め²、経済的および社会的弱者が部屋を借りるハードルも高い。これまで福祉的な施策として、台北市では低所得者向けの平価住宅が存在したが、建築から 50 年近く経過し、老朽化が目立っている。また、台北市の公共住宅ストックはわずか 0.68% で、他の先進都市と比べて格段に少なく、居住政策として公共住宅というハード面での政策が弱かった。

そのなかで、新たに社会政策としての施策「安心できる住宅政策³」が登場した。2016 年当時、行政院は、今後 8 年間で社会住宅を 20 万戸用意し、経済的または社会的弱者を入居させると発表した (中華民国外交部「Taiwan Today」

² 家賃の平均額は 9902 元 (約 3 万 6800 円) で、主計総処発表の平均年収 48 万 9000 元 (約 182 万円) に基づいて試算すると、負担率は 24% に上る。

³ 蔡英文総統が主張する「住居における正義」で掲げられている政策。

2016.9.16)。

社会住宅とは、分譲しない賃貸のみの適正家賃で良質な環境を備えた公営住宅である。

社会住宅には、政府が企画・建設するものと、民間の私有建築物の賃貸・管理などを政府が代行する方法の2種類がある。

経済的または社会的弱者とは、例えば住宅を購入することができない低・中所得者や、未成年の母子3人以上の特殊な家庭状況の人、福祉施設や里親家庭での養育が終了したが帰る家を持たない人、25歳未満の若者や65歳以上の高齢者、家庭内暴力や性的被害を受けた人やその子ども、心身障がい者、HIV感染者またはAIDS患者、先住民族、被災者、路上生活者、主務官庁が認定したその他の弱者である。

福祉的な施策である平価住宅は、経済的および社会的弱者を集住させるものでスティグマの問題があった。一方、社会政策としての施策である社会住宅では、30%（台北市は35%）の家賃補助の形をとり住居を自由に選択できること、一般世帯とのミックス居住であること、社会住宅を中心としたコミュニティづくりをしていること、社会保障・福祉・教育との連携をしていることなどにより、人権を守り、コミュニティ・社会や制度への包摂を企図した複合的な施策であると考えられる。

2-2 社会住宅の仕組みが持つ住居以外の役割

台北市政府社会局の説明では、社会住宅は「低所得世帯、高齢者、身体障がい者、青年が一般市民と溶け込み、コミュニティを創っていくことを可能にするよう願った」もので、「混居互助、世代共融（様々な人が住み助けあい、世代の融合をすすめていく）」という原則を実践しようと試みている。

2019年9月に見学した興隆社会住宅では、70%が一般世帯、30%が平価住宅からの転居者であった。老若男女、様々な問題を抱えた人々も集住するミックス居住である。見学時は平日の昼間であったためか、住民間の交流を窺い知ることはできなかったが、地上フロアにある福祉施設や高齢者のデイサービスでは、住民を含む利用者が集まり活動していた。

同住宅では、ミックス居住の利点や包摂を高めるための仕掛けとして、一般

世帯の枠内の 10%を「台北市公共住宅ユースイノベーション・フィードバック計画」によって入居する若者（20～46 歳）に充てている。学生、専業主婦、働いている若者など様々な若者が、余暇時間で自ら提案した計画の実践とコミュニティに対するコミットメントを通じて、公共住宅の共有空間の利便性やコミュニティを豊かにしていくことが目指されている。例えば、屋上に各戸で野菜などを育てるプランターを置きその世話をすることを通じて他の住民との交流を促す仕組みや、若者が自らの技術を活かしてワークショップを開き交流を深めるといった実例がある。その効果については今後注目していきたい。

また、新北市の林口世大運選手村社会住宅では、国家住宅及都市更新センターの訪問員 13 名がアウトリーチを行っており、入居時から伴走型のフォローを行っている。これは国内初の取り組みで、孤立を防ぎ、問題が大きくならないうちにフォローできる仕組みとして重要である。

その他、社会住宅内に保育園、高齢者のデイサービス、障害者施設、青年自立住宅⁴、シェルターなどが入ることにより、住居以外の社会的空間としての役割も担っている。

3 社会住宅の今後

最後に、見学・報告で感じた懸念について記しておきたい。

第 1 に、入居年数が 12 年（若者は 6 年）に限られていることである。報告者に質問したところ、台湾では転職・転居が頻繁に行われる社会であるので問題は無いという説明を受けた。しかし、日本人的感覚かもしれないが、特に高齢者が、住み慣れた部屋、構築してきたコミュニティ、人間関係を手放すことは、再び孤立や躓きに繋がらないだろうか。もちろん、入居希望者が多いことから、ある程度の流動性がないと不平等であるという考えも理解できるが、「終の棲家」となりうれば、安心して暮らせるこの社会住宅が社会的包摂の要としての役割を担えるのではないだろうか。規則通り運用する場合、構築した関係

⁴ 青少年の出所後、引き取り手のいない 18～20 歳の者を対象として、24 時間サポートする事業。全国で初めて興隆社会住宅に 13 名分設置され、家を借りる訓練と安全でサポートのある暮らしが提供される。一般平均家賃の 4 割が個人の口座に振り込まれ、退去後の貯蓄や生活予備金に充てる仕組みとなっている。

性の維持と生活者の安心をどう確保するのかを今後考える必要があるだろう。

第2に、退去後のサポートである。平価住宅から社会住宅へ移ることを希望する世帯へのサポートは、「興隆社会住宅における低所得世帯の自律計画」などがあり、入居してからもサポートや福祉等が提供される。問題は、(特に社会的弱者世帯の) 出口である。すべての世帯がステップアップできるわけではなく、不安定で安心して暮らせない住居に逆戻りする世帯も出るであろう。その際に、転居先の確保、再び孤立や躓きに繋がらないための行政等のサポートをどう構築していくかが今後の課題となるであろう。

第3に、社会住宅に入れない低所得層への社会政策としての居住政策である。行政院は、2016年から8年間で社会住宅20万戸を用意し、経済的または社会的弱者を入居させるとしているが、これですべての経済的または社会的弱者の居住問題が解決するわけではない。そもそも30% (台北市は35%) の家賃補助があっても社会住宅の家賃を工面できない低所得層もいるだろう。したがって、その他のアプローチも併せて行う必要がある。

社会住宅の施策は、居住問題の解決に向けて一定の成果をもたらすであろう。しかし、社会住宅に入居する(させる)ことがゴールではない。コミュニティ・社会や制度への包摂がどこまでできるか、新居住モデルの構築に向けての試行錯誤に今後も注目していきたい。

〔参考文献〕

- 磯部香・後藤達也・菊地真理 (2017) 「台湾における少子化と子育て支援政策：台北市「助妳好孕」が家族に何をもちたすか」大阪産業大学経済論集 第18巻 第2号 23-44頁
- 落合恵美子 (2013) 「東アジアの低出生率と家族主義—半圧縮近代としての日本—」落合恵美子編『親密圏と公共圏の再編成—アジア近代からの問い—』京都大学出版会 67-97頁

第6章

興隆公宅 (Xinglong Public Housing) における取り組み

吉本 馨

1 興隆公宅の概要

1-1 興隆公宅とは

興隆公宅とは、台北市文山区に位置する生活保護世帯向けの住宅を建替えた公的住宅である。台湾では、公的住宅における生活保護世帯と一般世帯の入居者割合は自治体毎に法令で定められており、台北市では生活保護世帯 35%、一般世帯 65%。興隆公宅の建替後の入居者割合は、従前からの生活保護世帯 3 割、外部から移り住んできた新規入居者 7 割からなる。

1-2 興隆公宅の入居と退去からみる課題

興隆公宅は全 2,460 戸の大規模な公的住宅群であるが、従前の生活保護世帯の全てが建替後住宅に入居できたわけではなく、入居は抽選で決められた。一般世帯は所得基準を満たしていれば応募可能であるが、概ね近隣の家賃相場の 85% の低廉な家賃かつ新築であるために大変人気があり、抽選の最高倍率は 180 倍であった。一昨年、蔡英文政権が世界貿易機関において、今後、台湾は「先進国」として参加する方針を打ち出しているが、先進国としての華やかな部分がありながら、その 180 倍という高倍率には非常に驚くとともに「住まいの整備」という面に台湾が抱える課題を感じた。

また、公的住宅の従来のイメージは汚いなどマイナスイメージが多かったため、現在はこのイメージを払拭して生活の質を保つために「減点制度」を設け、入居者に住まいのルールを守る義務を課している。このルールに反して累計マイナス 30 点に達した場合は退去させられる。また、一般世帯は最大 6 年間、生活保護世帯は最大 12 年間の入居期間が定められており、期間終了後は環境の劣悪な民間住宅に住まわざるを得なくなる。

2 興隆公宅における先進的取り組み

2-1 設備面の充実

低廉な家賃でありながら、最新の設備を備えた良質な住環境を入居者に提供している。例えば、エレベーターはカードキーを持っている人だけが利用できる仕様で防犯面にも配慮されており、また、共用部分の電気には太陽光パネルを使用するなど環境へも配慮されている。

住宅内においては、全てのスマート家電をスマホアプリで一元管理することができ、管制室では各家庭の電気の切り忘れにも対応可能な最新技術が用いられている。しかしながら、興隆公宅の入居者にはこのような最新技術に対応した家電は高額であるために購入が難しく、住まいの理想を形にしても実際にはその技術を活かせていないことに理想と現実の乖離という難しさを感じた。

また、精神障がい者や高齢者向けのデイサービス、青少年自立支援施設など、計画中也含めると94ヶ所の福祉施設が併設されており、住まいを取りまく福祉面においても充実が図られている。

2-2 コミュニティ活動の担い手

興隆公宅では、入居者募集に「コミュニティ枠」を設けており、これは、入居者に新しい暮らしに慣れてもらうため、やる気のある若者にコミュニティ活動を担ってもらう実験的試みである。35戸のコミュニティ提案の募集枠に31案の応募があり、32戸が入居している。このコミュニティ提案で入居した場合、家賃の減額はないが優先的に住戸を選択でき、一般世帯と同じく最大6年間入居可能である。提案したコミュニティ活性化の取り組み状況は入居後1年毎に審査されるが、これは提案内容が効果的に実施できるように行政が手を差し伸べるために行われている。提案内容については、ギタークラブやバーベキューなど、これまでに69回（累計1400時間）の様々なコミュニティ活動が行われているとのことであった。

持続可能なコミュニティ活性化には、その担い手を育成・確保することが重要であり、当事者意識を持ち主体的に取り組んでももらうためには、そのコミュニティの構成員であることが大切である。そのため、このキーマンとな

る住民を掘り起こす意味でも、この取り組みの支援方法は非常に興味深い。

2-3 空きスペースを活用した家庭菜園

屋上にプランターを置いて家庭菜園の場を設けている（図 6-1、図 6-2）。1世帯につき最低1個はプランターが提供され、現在1200個のプランターがあるが、利用料が無料でニーズが非常に高いため、今後さらに増設予定である。限られた土地のため、屋上を活かしてプランターで家庭菜園を行うという空きスペースを有効に活用する発想を興味深く感じた。

また、この家庭菜園では、多様な世代が集い、住民同士が互いに野菜の作り方を教え合うことによりコミュニケーションが生まれ、暮らしを楽しくする憩いの場になっている。菜園で野菜を育てることは、野菜の生育に一喜一憂しながら、時間をかけて野菜を育てる楽しさと食べる美味しさがあり、収穫までの過程にストーリーがある。野菜を育てることは単発的な作業ではなく、日々、水やりなど野菜の生育に必要な継続した作業を伴うため、このような家庭菜園は継続的な交流拠点となり得ることも非常に興味深い。

そのほか、野菜の栽培を通じた達成感や充実感が高齢者の生きがいにもつながり、さらには1人暮らしの高齢者が外出するきっかけともなるため、見守り合いの活動にもつながる。多様な世帯が暮らす集合住宅は、ともすれば住民同士の摩擦が生まれがちであるが、家庭菜園は同じ趣味の者同士で自発的に交流しやすく、野菜をきっかけに住民の輪を広げやすいという利点もある。こうした家庭菜園を通じて日常の中で住民交流を深めることは、より住みやすい環境づくりにつながっていくものと感じられた。



図 6-1 家庭菜園



図 6-2 家庭菜園(立位でも作業可能に配慮されている)

第7章

台湾の公的住宅におけるより良い暮らしのための取り組み

— 林口世第運選手村社会住宅の視察

玉川 恵美

1 林口世第運選手村社会住宅の概要

林口世第運選手村社会住宅（以下、林口社宅）とは、桃園市林口区に位置する、2017年に開催されたユニバーシアード台北大会で選手村として使用された建物を再利用した台湾政府の公的住宅である。現在は第2次募集中で計画途中ではあるが、外国人向け455戸、一般世帯向け2500戸、店舗55軒、公益施設480軒からなる大規模な公的住宅群になる予定。

林口社宅の都市再生政策のモデルとしての側面は、住宅としての設備や付帯施設の整備だけではなく、都市再生にはコミュニティ形成が不可欠であり「世代が違えど、根底にある、より良い暮らしに求めるものは同じ」と捉え、温かな心通うコミュニティ形成をめざした様々な取り組みを行っている。

それらコミュニティ形成にかかる管理運営等は、台湾政府から委託された民間事業者の住宅都市再生センター（以下、再生センター）（HURC）が担っている。



図 7-1 林口世第運選手村社会住宅(林口社宅)の外観

2 林口社宅における再生センターの印象的な取り組み

2-1 家庭訪問サービス「訪視員」

再生センターには林口社宅「訪視員」が13名在籍している。この訪視員は台湾初の試みであり、その役割は、入居者の家庭訪問を行い、全ての入居者に見守りを通じて“安心できる暮らしを提供する”ことにある。訪視員の仕事は住まいの中だけの課題にとどまらず多岐にわたり、入居者の日常生活に寄り添った支援を行っている。例えば、家族に代わって病院への付き添いなども行う。家庭訪問の対象は、何らかの支援を要する高齢者等の社会的弱者に必ずしも限定されておらず、全ての入居者を対象としており、訪視員が入居世帯の子供と共に遊びを通してコミュニケーションを図るなどの光景が見られる。

また、入居者の生活に共に寄り添い続ける精神が大切との考えから、入居当初から継続して同じ担当者が支援している。訪視員は全ての入居者の生活に寄り添うことで各家庭が抱える問題を探ることができるため、支援が必要な入居者を速やかに必要な地域のソーシャルワーカー等の社会的支援につなげる役割も担っている。



図 7-2 林口社宅訪視員の方々

2-2 24 時間対応システム

セキュリティの面では、建物のゲートを 24 時間監視カメラで管理しており、安心できる暮らしに配慮されている。

また、日々の暮らしの中で何らかの問題が生じた場合、各住戸に設置されている専用の通信機器で＋9 9 9 9 にダイヤルすると再生センターの職員が訪ねてきてくれるシステムがあり、入居者にとって万一の場合も心強いシステムが整っている。

再生センターの職員間で情報は共有されるため、夜間の連絡についても、翌日に担当の訪視員が改めて入居者を訪問するなど、24 時間対応の温かなフォローも心掛けているとのこと。



図 7-3 各住戸に設置されている通信機器

2-3 住民間交流

再生センターでは、よりよい暮らしのために必要な事などを話し合う「住民座談会」を定期的に行っている。これも政府からの委託内容に含まれており、あらゆる世代が共に暮らす集合住宅で皆が快適に住まうため、座談会の中からより良い暮らしのための課題を見つけ、より温かな住民サービスを提供できるように努めている。

また、現在 11 世帯の外国人が入居しているが、孤立せず住宅に馴染み、より楽しく生活してもらうために様々な交流イベントも行われている。

3 大阪府住宅供給公社との比較

林口社宅での先進的な取り組みは、大阪府住宅供給公社が管理する集合住宅でのコミュニティ形成においても参考にすべき点があった。

大阪府住宅供給公社では、高齢の入居者を対象に「ふれあい訪問サービス」を希望者に無料で実施しており、公社の職員（巡回管理員）が年 2 回入居者宅を訪ねて生活状況の確認や相談受付等を行っている。高齢者支援を目的とした見守り支援の取り組みであるが、管理戸数約 22,000 戸に対してサービス利用

者数は5戸と伸び悩んでいる。

現代の都市生活においては、人と人とのつながりが希薄になりがちであり、集合住宅における住民の孤立が課題となっているが、林口社宅の事例を通して、見守り活動の在り方においてもニーズを的確に把握する必要があると感じた。また、林口社宅訪視員では、始めから同じ担当者が継続して同じ入居者に関わるため、担当者と入居者の間に絆が生まれ、事務的にならずに温かな心通うコミュニケーションが可能になると思われ、これは非常に興味深く感じた。まだ始まって2年ほどの取り組みであるため、その理想的な訪視員と住民とのつながりが、今後さらにより良く醸成され、発展していくことを期待したい。

第8章

台北市における多様な居住資源と新たな取り組み

「居住支援」の視点から

中山 徹

1 はじめに

日本の社会保障制度の基本的特徴として、居住政策、雇用・失業政策は、社会保障制度のあくまで周辺政策として位置づけられてきた。福祉系大学等においても国家試験を重視する教育の中で、居住問題は「蚊帳の外」に置かれた状況にあった。

しかし、近年、ホームレス問題だけでなく、高齢者、障害者、子育て世帯等の中に、住宅の確保に配慮が必要な人々（住宅確保要配慮者）の存在とその増加が大きな問題となってきた。住宅セーフティネットの根幹をなす公営住宅については大幅な増加が見込めない状況にある。その一方、民間の空き家等の増加に対する対応が求められ、2017年4月成立（同年10月施行）「住宅セーフティネット法」が改正された。その内容は、民間空き家、空き室を活用して、①上記の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等、②入居者に対する経済的支援、③住宅確保要配慮者に対する「居住支援」（居住支援法人等）である。そこで、従来にもまして③の「居住支援」について、政策・実践的課題として浮上してきている。

入居支援（居住確保）→入居後の居住継続支援（生活・就労支援）のあり方の検討が求められてきている。

今回の台北市における様々な居住施設等の視察先について、上記の居住支援視点からみて非情に興味深いものであった。

2 今回の多様な居住関連施設

今回の視察先は、日本的脈絡のから、以下のように捉えられると考える。

①ユニバーシアード選手村の跡地を活用した社会住宅（育成蕃薯藤餐廳）、子育て世帯支援施設（婦幼安置培力服務計畫）、②日本的に言えば、作業所製品の販売と食堂・交流施設（育成蕃薯藤餐廳）、③低所得者・低収入戸（生活保護世帯）向けの「平価住宅」の大規模再開発とその入居者間の交流の仕組み作り（興隆公宅）、④地域通貨を活用したフードバンク、食堂、ミニ図書館、コーヒーショップ等による若者の就労訓練等を展開し、忠面里南機場という相対的に低所得者の集中している地域での住民参加型の就労・生活支援の新たな試みの現場（南機場）、⑤遊民支援に関して、社団法人芒草心慈善協会の実施している若者の遊民生活経験による遊民理解とは異なる方法を展開している「人生百味」である。同団体では、以下の方法で、人と人との距離を縮め、人と遊民相互に知り、理解を得る機会を提供しようとしている。イ、人と残りものを収集する（市場でその日の残り材料を収集し、食材等を効果的に使用する）。ロ、共同炊事（ボランティアがアイデアをブレインストーミングし、創造的でおいしい料理を調理する）。ハ、路上でのシェア（調理済みの食事を路上に持ち込み、兄妹と一緒に食事する）、である。

以上のように、今回の多様な新たに開発している居住資源と居住環境の仕組みについての視察から、新たな知見をえることができた。それぞれの組織と実践を踏まえた背景等を充分踏まえていないため「直感的」な印象になりがちである事は否めない。

日本的脈絡の「居住支援」という点からみると、空き物件の再利用による「居住資源」確保とその福祉的利用やいろいろ課題の多い低所得者向け住宅の更新と交流の仕組みづくり、広い意味での「生活支援」（いわゆる「居場所」づくり）など、居住不安定層に対する「現場支援」といった「居住支援」に重なる場面が散見された。

3 視察を踏まえた今後の研究課題

今回の現場視察では、筆者の研究関心から、上記の③興隆公宅、④南機場の住民参加型の様々な仕組み作り、⑤新たな食事提供・「炊き出し」の仕組みである。ここでは、詳細な検討しないが、③については、他の入居停止中の「平価住宅」の立替計画の有無や遊民を典型とする不安定居住者に対する安価な民

間住宅施策が今後どのような展開を見せるのか、④については、常に新しい試みの経験を日本において具体化している地域の有無等、⑤については、地域住民の理解度アップとともに入居・居住確保支援とその後の継続的できる生活支援、それを支える制度的枠組みへの展開等、が指摘できよう。

台北市における公民の今後の展開を注視したい。

【参考文献】

改正住宅セーフティ法

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html

EA-ICN（2019）視察での配付資料

中山徹・山田理絵子（2013）「台北における遊民支援の制度的枠組みと補完的生活支援」『社会問題研究』62, 43-52

中山徹・山田理絵子（2014）「台湾における社会救助法と遊民支援策」、『社会問題研究、』63, 53-68

「人生百味」

<http://doyouaflavor.tw> 2020.01.22

<https://www.thenewslens.com/article/73917> 2020.0122

なお、同団体の活動は台北市が実施している「石頭湯計画」と関連しているが、今後の課題である。

第9章

女性と子どもの保護ならびにエンパワーメント プロジェクト / ザ ガーデン オブ ホープ 社会福祉事業基金会 について 東アジア包摂都市ネットワークワークショップ視察報告

松永 貴美

1 はじめに

令和元年9月に実施された第9回東アジア包摂都市ネットワークワークショップにおけるザ ガーデン オブ ホープ 社会福祉事業基金会（以下、「基金会」と言う。）への視察から得た、基金会が行う女性と子どもの保護ならびにエンパワーメントプロジェクト（以下、「プロジェクト」と言う。）の概要ならびに課題等について述べる。

2 女性と子どもの保護ならびにエンパワーメント プロジェクト

担当者からの事前レクチャーならびに現地視察でのコメントについて紹介する。

2-1 事前レクチャーの概要

本事業では新北市にある林口住宅において、性暴力やDV被害者の女性と子どもを対象に支援をしている。運営団体である基金会は、新北市を中心に10数年活動を継続しており、本事業を受託している。

被害者は自立生活に向けてステップを踏んでいく。自立生活に必要なのは、安全な住居の供給と就労のための支援である。支援対象者は自立生活に向けた準備段階の人が主である。

支援対象者が家庭外の社会とどのように関係性をつくっていくかの方向性を共に考えていく。そのうえで、どのような地域生活を送るかがポイントだが現実には難しいこともある。DV加害者とのもめごとがあるのではないかなど、DV被害者への周囲からの偏見があり部屋を借りにくい現状がある。また、DV被害者は平均所得が低く家賃の支払いも大変である。結婚して一度社会から離

れた女性が社会復帰することは難しく、子育てと仕事の両立も負担が大きい。

ひとり親家庭でもある DV 被害者家庭へのメンタル面でのフォローが、新たな DV への連鎖（母⇒子）を防ぐ。

プロジェクトで提供される住宅は、シェルターのような緊急対応のための施設ではなく、中長期的な場所として機能している。通常のシェルターとは異なり私的空間を保っており、都心に近い立地であることが特徴的である。

周辺住民にも住宅コミュニティに参加してもらい、話し合いやワークショップ等を行っている。支援者のミッションは主には①支援対象者の支援②社会に DV 理解を広める、の2点である。目標は「住宅」を活かした支援をすることである。企業や保育所等の資源のネットワークをつくる。2Fの運営団体事務所のとなりにコミュニティスペースがある。

また、外国人女性も支援の対象としている。フィリピン、ベトナム、中国の女性が多い。

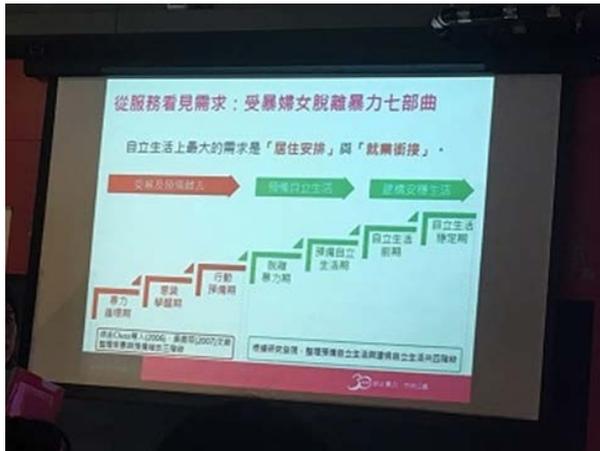


图 9-1 虐待被害者女性の支援段階

主な事業は次のとおりである。

- ・ひまわりハウス（子ども食堂）※視察当時は準備中

子ども食堂兼学童のような施設。子ども向けイベント等を通して支援の必要な子どもを発見する。DV 被害者家庭へのケアを主に目的としている。



図 9-2 1F 準備中のひまわりハウス、天井が高く開放的

- ・リユースセンター（生活用品の支給等）

リユースセンターは、店舗運営において雇用もしており、生活用品の供給だけでなく就労支援も兼ねている。また、地域交流の場ともなっている。

- ・就労支援

現在 20 世帯を対応中。家賃なし、光熱費のみ負担。家賃については新北市が負担している。2 ベッドルーム、3 ベッドルーム、4 ベッドルームの部屋がある。基本的に 1 年間利用可、最長 2 年まで利用可。

1-2 現地視察の概要

ひまわりハウスは DV 被害者家庭の子どもが対象ではあるが、林口住宅に住む DV 被害者家庭以外の子どもも利用可とする予定である。参加する子どもたちの中から支援対象となる家庭を見つけることができると期待している。利用者負担は無いが、子どもたちにはお手伝いはしてもらう予定である。

5Fにある DV 被害者家庭用の部屋については、子どもがいる世帯は 1 世帯 1 軒を基本とし、単身者はルームシェアを想定している。視察した部屋は天井が高く開放的で食堂と 3 部屋に加えて 2 つのシャワールームとキッチンがある。

カウンセリングルームとして使用するために、DV 被害家庭の子ども専用の

プレイルームも用意している。

食材は募金や一般の方からの支援に頼る予定である。1日20人程度の利用を見込んでいる。

(スティグマへの配慮にかかる質問を受けて)ハウスの存在を周囲に隠してはいない。(DV加害者が訪ねてきても大丈夫かという質問を受けて)支援対象者は加害者に屈することなく戦える段階の人を想定している、とのことである。

(部屋が広いのでは、という質問を受けて)子どもがいる世帯については子ども2～3名を想定している。子どもが1名のみ場合は検討する。

(2年の入居可能期間を過ぎた後はどう対応するかという質問を受けて)入居可能期間後の居住支援はないが、自立に向けた支援は継続する。また、支援対象者は一般住宅にも申請はでき、低所得やひとり親家庭であることを理由とした家賃や光熱費の免除はありえる。

2 プロジェクトの課題と期待

事前レクチャーや現地視察をとおして窺える、プロジェクトの課題と期待について述べる。

2-1 スティグマへの意識

ひまわりハウスについては準備段階だったこともあり、短い視察から得る情報のみでは判断がしづらい面もあるが、日本における子どものための貧困対策等でいわれる「スティグマ」について、あまり意識が向いているようには聞き取れなかった。一般的なシェルターに入るDV被害者家庭ではなく、自立に向けてある程度の段階を経た家庭が支援の対象であるためだと思われるが、支援対象者本人の能力に依るところが大きいように感じた。特に、林口住宅以外の近隣住民もコミュニティに巻き込むという戦略においては、周囲の地域のキーパーソンの理解を得ることとキーパーソンと運営団体との密な連携が不可欠であると思われるが、今回の視察においては、その点について言及されなかった。

2-2 継続的な支援

自立に向けて進んでいる家庭が対象とはいえ、DV被害者への継続的な心理面での支援は必要であると考えられる。子ども向けにはカウンセリングルー

ムを設けているとのことであるが、親向けの支援も含めた心の支援についても想定されているのかは見えなかった。特に退去後の家庭への支援については、退居後に他の制度のサービスを利用できるのか、サービス利用にあたっての支援を運営団体が担うのか等が不明確であった。

2-3 近隣住民との連携への期待

住宅コミュニティに近隣住民の参加を促すことについては、近隣住民からのプロジェクトへの理解を得ることにつながり、先述した「スティグマ」への対応策のひとつになると考えられる。また、住宅外の人との交流を重ねることで支援対象者の社会関係資本が蓄積され、退去後も支援対象者が引き続き地域の中で安心して暮らしていくための一助にもなると期待できる。

3 おわりに

日本におけるひとり親家庭の相対的貧困率は50%以上であり、子どもの貧困対策においては、ひとり親家庭への支援は重要事項であると考えられる。また、内閣府の調査によると、配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は平成30年度には115,000件近くにのぼり、平成13年度から比べると約3倍以上になっている。もちろん、単純に被害件数が増えているのではなく、DV被害に対する社会の認知度が上がったことにより、相談件数が増えているとも考えられるが、配偶者暴力相談支援センターが把握しているDV被害者は一部であることから考えても、相当数の被害者がいると考えられる。DV被害家庭の子どもへの影響を考えると、一世代に限った被害には留まらないことは、想像するに難くない。

新北市におけるプロジェクトはまだ稼働したばかりであり、今回の視察では不明瞭な点も多かった。しかしながら、プロジェクトの実践から得られる課題等は、日本におけるDV被害者の女性やひとり親家庭への支援の実践においても大いに参考になると考えられる。今後も期待を持って実践の成果を見ていきたい。

〔参考文献〕

ザ ガーデン オブ ホープ 社会福祉事業基金会 (2019)『女性と子どもの保護ならびに

エンパワーメント プロジェクト』東アジア包摂都市ネットワークワークショップ発表資料

厚生労働省（2012）『国民生活基礎調査』

内閣府男女共同参画局（2020）『配偶者からの暴力に関するデータ』

第 10 章

人と人がつながるコミュニティ形成

—興隆公共住宅の取り組みから—

米澤 美保子

1 興隆公共住宅

台北市では、持ち家・分譲型の公共住宅の供給から賃貸型の公共住宅の供給へと 2011 年を契機に方向転換された。

興隆公共住宅は、1970 年代に建設された安康住宅の老朽化などから、安康住宅と近隣のあまり利用されていない市場や駐車場を含む市有地に再建計画された公共住宅である。再建計画は 2460 戸を 3 期に分けて建設する予定で、D エリアは第 1 期に着工。今回見学した D2 は 2017 年完成、2018 年に入居開始という新しい住宅である。1 ベッドルーム 272 戸、2 ベッドルーム 198 戸、3 ベッドルーム 40 戸、合計 510 戸。その内、153 戸(全戸数の 30%)は現在の安康住宅居住者用。

家賃は市場価格の 85%。世帯所得の課税区分に従って計算され、所得税率 40%以下の世帯は、公共住宅の申請権が付与される(2018 年の課税所得制限は 125 万 NTD)。

居住期間は 3 年が上限であるが、要件を満たしていれば再申請可能。但し賃貸期間の合計が 6 年を超えてはならないが、安康住宅居住者などの上限は 12 年である。

1 階と 2 階に社会福祉サービスを提供する機関が入っている。機関はそれぞれ子ども、高齢者、障害者を対象としている。当該住宅の住民だけでなく、近隣の住民も機関を利用できる。地下は駐車場。12 階に渡り廊下。3 階と屋上にコミュニティファームがあり、住民がプランターで野菜などを栽培している。

近隣に学校やバス停があり、交通の便が良い。また、台北市公共住宅ユースイノベーション計画が実施されている。

2 興隆公共住宅の人と人を繋ぐ取り組み

2-1 社会福祉サービス提供機関の設置

社会福祉サービス提供機関が興隆公共住宅内に設置されていることは次のような意義があると考えられる。①居住者が利用する場合は、住居から機関までの移動距離が短く利便性が非常に高い。②対象者が子ども、高齢者、障害者と限定されていないことから、機関の利用者だけでなく、利用していない者にとっても、何か相談したいことができた場合すぐに相談に行くことができる。このことは、日本の地域包括支援センターの設置背景の一つに「歩いていける距離に」相談窓口を設置するということから、身近な場所に機関が存在することの意義は大きいと考える。③昼間留守の者にとっては直接出会う機会は少ないだろうが、社会福祉サービス提供機関の利用者と出会う機会が増えることから、社会福祉サービス利用者に対する偏見の軽減に繋がる可能性が高まる。④これら機関は興隆公共住宅の居住者以外も利用可能であることから、近隣の住民にとっては社会福祉サービスを利用する際の選択肢が増えることとなる。⑤興隆公共住宅の居住者以外も利用可能とすることで、機関の利用者は興隆公共住宅の居住者に限定した場合よりも多くの利用者に出会うことができる。⑥興隆公共住宅居住者以外の利用を可能にするということで「地域に開かれた」住宅となり得る。

2-2 コミュニティファーム

都市部において園芸ができる空間を有していることだけでも、居住環境として魅力的である。プランターは畑に比べれば極めて小さな空間であるが、土に触れることができ、野菜などの収穫の喜びや美しい花を咲かせる喜び、そしてそれらの成長過程に関わる楽しさを得ることができる。さらに、植物の育て方などについて話すなど居住者同士のコミュニケーションの場にもなっている。

一方で、プランターの「世話」を怠ってしまうことによって、隣接するプランターに迷惑をかけ居住者同士のトラブルの元になる可能性はあるだろうが、コミュニティファームは人と人の繋がりを作る仕組みであると考えられる。

2-3 台北市公共住宅ユースイノベーション計画の実施

コミュニティ形成においてはキーパーソンとなる者の存在が必要であるが、その者を発掘することは容易ではない。ユースイノベーション計画は、住宅への優先入居というインセンティブと活動義務という強制性によって、キーパーソンを居住者としてコミュニティに投入する仕組みであると考えられる。

ユースイノベーション計画の成果として、公共住宅の居住者間の繋がり構築にとどまらず、地域との繋がりを構築し、社会福祉関連の問題に向き合うといったことが示されている。公共住宅には入居期限が設けられていることから、ユースイノベーション計画による居住者もそうでない居住者もいずれ必ず地域に戻る事となる。公共住宅で展開されたユースイノベーション計画の活動の実施者は、地域に戻った後、ユースイノベーション計画の活動での経験を活かすことで、人と人とを結びつける役割を果たす「種」となる可能性を秘めている。また、この活動の参加者も同様に「種」となる可能性を秘めている。

しかし、現状は台北市における賃貸住宅供給が圧倒的に不足していることから、公共住宅でのユースイノベーション計画の経験を活かそうと思っても、入居期限が切れた後の住まいの確保といった安心して生活するための保障がなければ、地域における人と人を結ぶ「種」になることは難しいだろう。したがって、安心して生活できる住居が確保できる住宅政策の整備は不可欠である。

3 まとめ

日本では地域共生社会構築の推進が図られており、人と人がつながった地域の力が必要だとされている。多様な地域の力を発揮するための「種」となる担い手確保には、自発性頼みではなくユースイノベーション計画のようなインセンティブの付与という仕組みの導入は効果的であると考えられる。

募集を行っても大学生の入居希望がないという場合のあることや、公営住宅における目的外使用の規制という課題はあるが、日本において同様の取り組みとして、大学生に対して家賃割引と公営住宅での社会福祉的活動をセットにした取り組みを行っている公営住宅がある。また、公営住宅の集会所や空き住戸で地域に開かれた活動によって、地域の福祉拠点や交流拠点の役割を担うようになったという効果が示されている。

興隆公共住宅の社会福祉サービス提供機関やコミュニティファームの効果の検証と、ユースイノベーション計画による活動を実施した期限付き居住者の地域に戻った後の状況を追跡調査することは、日本のコミュニティ形成の仕組みを考える上で大きな示唆になると考える。また、日本における大学生などを対象とした公営住宅での活動の実践者についても、その後を追跡調査することは人と人がつながるコミュニティ形成の仕組みを考える上で重要であると考ええる。

【参考文献】

- 濱津徹平（2012）「公営住宅の集会所および空き住戸の活用が地域に及ぼす効果に関する研究——大阪府および大阪市の事例に着目して」福祉のまちづくり研究 第14巻 第3号 A1-A8 頁
- 國家住宅及都市更新中心・OURs 都市改革組織・社会住宅推動聯盟（2019）「第9回 東アジア包摂都市ネットワークワークショップ Field Trip Handbook」
———（2019）「第9回東アジア包摂都市ネットワークワークショップ Workshop Handbook」
- 中山徹・水内俊雄・コルナトウスキ ヒェラルド編（2016）「URP Report Series 35 第5回 東アジア包摂型都市ネットワークの構築に向けた国際ワークショップ『包摂都市の実践とビジョン』」大阪市立大学都市研究プラザ
- 大阪市立大学都市研究プラザ 編（2013）「URP Report Series 27 第3回 東アジア包摂型都市ネットワークの構築に向けた国際ワークショップ：脆弱都市から包摂都市へ」
- 蕭閔偉（2011）「台北市における社会的弱者が集住する整建住宅団地の更新に伴う居住支援について——台北市斯文里三期整建住宅を事例として」全泓奎編著『東アジア都市の居住と生活——福祉実践の現場から』東信堂 46-63 頁
- 台北サブセンター編（2011）「GCOE Report Series 16 第1回 東アジア包摂的都市ネットワークの構築に向けたワークショップ」大阪市立大学都市研究プラザ

第 11 章

「台北市公共住宅ユースイノベーション計画」について

矢野 淳士

本稿では、原典創思規劃顧問有限公司（以下、原典創思）（Collaborative O. Strategic Planning Consultant Company）⁵による報告「台北市公共住宅イノベーション計画—ゼロから始めるコミュニティ」の概要について報告した上で、日本の事例との比較を試みたい。

1 台北市の公共住宅を取り巻く現状

台北市における公共住宅ストックは 0.68%と先進都市の中ではかなり低い数字となっている。⁶台北市では、ストック不足を解消するため、2014 年からの 4 年間で 2 万戸、8 年間で 5 万戸を整備することを目標とした計画を策定しているが、公共住宅に対するスティグマが強いため、周辺地域の反発により建設が困難になるケースもあり、2018 年時点では 1,990 戸の整備にとどまっており、全体の供給戸数は 1.2 万戸となっている。

このような背景から、台北市の公共住宅政策はハード建設に偏っており、ソフト面の対応が遅れているという指摘がある。例えば、台北市では公共住宅の管理は不動産業者に委託されているため、行政の担当部門は入居者の居住状況や住宅管理上の課題を把握できておらず、管理会社も公共住宅を管理するノウハウがないため、入居者同士や周辺地域とのコミュニティ形成がうまく行っていないという課題があるという。

2 台北市公共住宅ユースイノベーション計画

このような公共住宅における課題の対応策の一つとして、台北市青年事務委

⁵ 原典創思は 2016 年よりユースイノベーション計画の指導チームとして、プログラム参加者の提案の実現をサポートし、コミュニティのエンパワメントを担っている。

⁶ 例えば、「大阪市営住宅ストック総合活用計画」（2016）によると、2015 年 9 月末時点における大阪市内の市営住宅は住宅総数の 8.2%を占めている。

員会と公共住宅委員会による議論のもと、台北市公共住宅ユースイノベーション計画（以下、同計画という）が発案された。同計画は、公共住宅一般住戸の10%にコミュニティ運営に取り組みたいと考えている若者に入居してもらい、彼らがチームとなって一から様々なコミュニティ活動⁷を立ち上げ、その活動に多様な住民を巻き込んでいくことにより良好なコミュニティを形成しようというものである。若者入居者の申請要件は、年齢が26歳以上46歳未満、収入が収入分位の50%以下で、コミュニティ運営の意志があることであり、抽選の必要はなく申請して審査委員会に選ばれば入居することができる。若者入居者にとってのインセンティブは入居の際に自分の好きな部屋を選ぶことができることだけで、家賃の減免などもなく入居期間も3~6年と限られている⁸が、実際に学生、社会人、子どものいる家庭などが入居し活動を展開しているという。

現在この仕組みは台北市の健康公共住宅、興隆公共住宅、青年公共住宅で導入され、2018年からは台中市や桃園市でも試験的に導入されている。

3 日本の公営住宅と台北市の公共住宅の比較

今回のワークショップでは、台北市の公共住宅の一つである興隆公共住宅を視察する機会を得た。実際に現地では住宅を見てみた感想としては、まず日本の公営住宅と比較してハードがかなり豪華だということがある。これは先述したように、台湾では公的な住宅に対するスティグマが強いいため、行政としては負のイメージを刷新しようという思いが強いのではないかと思われる。低層部分には高齢者や障がい者を対象とした支援施設が入っており、福祉サービスが必要な住民の居場所となっている他、住民どうしのコミュニティ形成の場として、オープンスペースにウォーキングコース、屋上にはコミュニティ農園を整備しており、かなり充実した内容であった。

ソフト面においても、興隆公共住宅ではユースイノベーション計画が導入さ

⁷ 活動のタイプとしては、①プラットホームづくり、②高齢者支援、③芸術活動、④親子支援、⑤ガーデニングなどがあるという。

⁸ 一般の公共住宅の家賃は市場価格の85%、入居期間は3~6年であり、若者入居者も同じ条件である。

れており、若者入居者は積極的にコミュニティ形成に寄与しているようである。日本においても、神戸市・京都市・札幌市などで公営住宅の空き住戸にコミュニティ活動への参加を条件として、学生を入居させることでコミュニティを活性化させようという仕組みが導入されている。しかし、これらの事例と台北市との違いは、これらはいずれも空き住戸活用という発想から始まっている点である。そのため、入居する学生は家賃面でインセンティブが与えられているにもかかわらず、義務としては清掃やお祭りなどの自治会活動に参加するくらいである。一方、台北市では公共住宅が圧倒的に足りておらず、公共住宅に入居することのハードルが高いということを考慮すると、とくにインセンティブがないとしても、少しでも入居できる確率が上がるのであれば、積極的にコミュニティ活動関わろうと考える人は多いだろうと考えられる。興隆公共住宅のようにハード面が充実しているのであれば、なおさら入居したいと思うはずである。

このように比較すると、台北と日本では住宅事情も全く異なるため、同計画の仕組みをそのまま日本に適用することは難しいが、原典創思のようにコミュニティ形成のノウハウを持った組織がプログラム参加者をサポートしているという点は日本においても大いに参考になる点であると思われる。

【参考文献】

蕭 閔偉 (2018)「台北市政府による新たな住宅政策の展開」大阪市立大学都市研究プラザ先端的都市研究拠点編「第 2 回先端的都市研究拠点国際実践セミナー報告書」大阪市立大学都市研究プラザ 9-10 頁

第 12 章

2019 年度 EA-ICN 台北大会を終えて

韓国側発表からの学び

湯山篤

1 2019 年度 EA-ICN 台湾大会の報告を振り返って

2019 年度の EA-ICN 台湾大会には、日本、韓国、香港、台湾で社会包摂に関わる様々な団体が参加した。当事者、民間支援団体、自治体、公社といった多様な立場での活動が紹介され、質疑応答の時間には参加者間で活発な意見交換も見られた。

本ブックレットの他の章には EA-ICN 台湾大会の個々の報告を部分的に細かく省察したのも掲載されているようなので、ここでは韓国側からの 6 報告全てを包括的に振り返って、韓国の現状を多角的かつ総体的に整理してみたい。また、韓国側からは当事者、民間支援団体、自治体、公社という相異なる立場からの報告が寄せられたので、これらの報告内容を比較することで、様々な立場のアクターが参加する EA-ICN というネットワークの今後の展望も探ってみたい。

2 韓国における現在の取り組み

2-1 サランバンマウル住民協同会：当事者の取り組み

まず、サランバンマウル住民協同会は「東子洞チョッパン村の敷居無き銀行の話」との題目で報告を行った。ソウル市中心部の東子洞を舞台にした当事者運動についての報告であった。東子洞は「チョッパン村」と呼ばれる住民 1000 名ほどの貧困地域であり、住民の 7 割は国民基礎生活保障(日本で言う生活保護)の受給者である。地域に住む 3 名の住民が 2010 年 1 月に「共済協同組合アカデミー」に参加したこと、これをきっかけに、2010 年 3 月に協同組合設立推進委員会を立ち上げたこと、さらに、2011 年 3 月にサランバンマウル共済協

同組合を設立したことを紹介した。現在、この組合は住民自らの出資金で共同基金をつくり、生活費、医療費、住居費など、急な支出を迫られた組合員へ少額の貸付を行っている。この9年間で400名の組合員から2億9000万ウォンの出資金を集めることに成功し、貸し付け実績は3000件(7億ウォン)、返済率は89%に上る。ただし、住民からの信頼獲得は容易でなく、地域行事や地道な声掛けを通じて活動が拡大したとのことである。最初から活動が完成していたわけではなく、連帯を通じて共に成長し、共に学び、共に向き合いつつ活動しているわけである。住民の平均年齢が高いため活動を牽引するリーダーを絶えず発掘しなければならない点や、再開発の圧力にもさらされている点など、現在の苦悩についても率直な意見を明かした。

2-2 始興市正往地域：自治体の福祉機関を軸とした取り組み

ソウル市東子洞チョッパン村の報告は当事者運動についての報告であったが、始興市正往地域からの報告は地域の福祉機関による活動の報告であった。始興市のソン・ヒョンミ正往総合社会福祉館館長とチャ・ソンファ始興市住居福祉センター長の「始興市の児童居住貧困問題を共に考える：正往地域の児童居住環境の改善のためのネットワーク活動」という題目の報告では、2017年の5月に子どもの居住貧困を解決するために5団体(始興市、始興市住居福祉センター、正往総合社会福祉館、始興市持続可能発展協議会、緑の傘京畿児童擁護センター)が連帯活動を立ち上げて、座談会、勉強会、フィールドワーク、事例共有、政策討論会を開催したこと、「正往地域の児童居住実態研究」(劣悪な住居に住む子どものリスクと子どものいる世帯のニーズを把握する調査。アンケート調査525世帯とグループインタビュー25世帯)を実施してデータに基づいた問題提起を行ったことが糸口となり、国土部、LH公社、始興市、正往地域の間での連携が生まれているとのことだった。課題としては、国レベルの児童住宅手当が必要なこと、買上げ住宅が不足していること、児童居住環境改善のための住民組織の立ち上げが遅れていることなどが明かされた。

2-3 ソウル住宅公社(SH公社)：住宅公社の取り組み

ソウル住宅公社(SH公社)のチョン・ソンヒ SH公社部長は、「施設福祉から

居住福祉への転換点における SH 公社の寄与」との題目で、当事者運動や福祉機関の活動とは異なる公社レベルの取り組みを報告した。ソウル住宅公社の「支援住宅」でソウル市にアルコール依存症の方や発達障害者の方の地域生活の受け皿を供給しているという内容であり、福祉分野と住宅分野の連携の下に新たな住宅を提供している点が見どころのことである。ソウル住宅公社の「支援住宅」は、入居資格者を低所得層に限定している点など、日本風に言えば「サービス付き市営住宅」といった感じの取り組みである。課題としては、住宅価格の下落に敏感な地域住民が「支援住宅」に反対する傾向があることなどが明かされた。

2-4 都市転換ラボ：大学と連携した取り組み

都市転換ラボ(ソウル大学のアジア都市センターの現場研究拠点)のキム・サン Chol氏は「都市コモンズのための京義線公有地運動：構造的排除、都市難民、そしてコモンズ」との題目で報告を行い、2016年から続いている「京義線公有地市民行動」の活動に参加していること、運動の内側から社会運動で提起される多様な都市のイシューを把握して外部の研究者や活動家に繋ぐ作業を続けているとのことなどを紹介した。韓国で1997年の経済危機を契機に国公立機関の民営化および経営評価の強化が進んだこと、ソウル市で2008年の経済危機を契機に民間主導の開発事業を促進する「公共誘導型都市開発事業」が進んだこと、これにより、都市の生態系が急速に破壊されたことなどが紹介された。報告の中心は、ソウル市麻浦区の延南洞一帯における韓国屈指のジェントリフィケーションに対して「京義線公有地市民行動」の「都市コモンズ運動」が起こった、ということであった。この運動の特徴は、国有地である京義線公有地を「国有地として維持したまま、この土地を最も必要としている人々のために使おう」と訴えていること、経済的な補償で引き下がらず再び都市公園を占拠して問題の根本的な解決を求めること、公有地を使用する者に空間を維持する責任も求めていることであり、この3年間、空間運営に必要なすべての経費は空間を利用する者と京義線公有地運動を共にする者の自発的な寄与により賄っているとのことである。また、京義線公有地を「物理的な広場」としてだけでなく、「都市談論の広場」として活用しており、強制撤去により

退去した露天商、商人、社会革新活動家、都市運動家、障害者の活動家などの参加の下に、2016年から年10回のペースで討論会、ファッションショー、都市公園、映画祭、運動会、展示会、古本市、工房などのイベントが開いているという。

2-5 「トーク・トゥ・ミー」：移住女性による取り組み

イレーシャ・ペララ (Ireshadilani Perarahalessage) 移住女性団体「トーク・トゥ・ミー」代表からは「Difficulties and cases of finding house, lack of jobs for immigration」という題目で発表があった。スリランカ出身の彼女は、自身も、25歳で韓国に渡り、韓国人の夫と出会い、韓国で暮らす移住女性である。韓国には1988年ソウル五輪のころから外国人が増え、国際結婚が増え、多文化社会があらわれはじめたこと、これを背景に移住女性が急激に増加しているが「多文化」に対する理解は立ち遅れていることが紹介された。また、移住女性や多文化家庭の子どもの2割から3割は差別を受けて暮らしていること、多文化家庭の子どもの暴力を伴うイジメを受ける確率が一般家庭の子どものおよそ5倍にもものぼること、ひとり親の多文化家庭が増えており多文化家庭の青少年が環境不適應を理由に学業を中断しやすいこと、仕事があっても「週40時間勤務、月100万ウォン(およそ10万円)」という厳しい条件のところほとんどであることなどが紹介された。「トーク・トゥ・ミー」ではこうした移住女性本人やその家庭が直面している問題に取り組んでいるおり、移住女性自らが多文化社会のリスクに備え、問題を根本的に解決するための活動に取り組んでいる。ただし、「トーク・トゥ・ミー」では、移住女性を単なる受動的な福祉受給者ではなく、積極的に社会に参加する社会のリーダーとして期待しており、学校への出前講義、料理教室をはじめとする様々な文化体験プログラム、多文化社会に対する認識向上のための「おばさんの国の分かち合い旅行」というプログラムなどを実施して、単なる受け手とならないような、活発で能動的な活動を続けている。

2-6 メディエーター養成：研究者の省察

イム・ドンウク韓国外語大学教授からは、「都市再生の水平的ガバナンス

構築に向けたメディエーター教育および訓練の必要性」との題目で、報告があった。台湾、韓国、香港、日本などの東アジアの都市では、産業の進展が鈍化し、インフラ機能も老朽化が進んでいる。衰え行く都市に活力を与える都市再生、再び住みやすい都市を構築するための都市再生事業が求められているところであるが、「こどもの体が弱ってきているにも関わらず、こどもに綺麗な服を着せることばかりに集中しているようなもの」であるという。地域に住む多様な主体のニーズを無視して上辺のみ華やかな開発が進められているという。そこで都市と社会を構成する無数の主体の活動を仲介する能動的な役割や、各主体間の葛藤を和らげる受動的な役割を担うメディエーターが必要であると述べる。メディエーターを育成するには、多様な経験を積ませる教育、小さな問題でも討論を通じて柔軟に解決する能力を養う教育を小さいころから施すと、メディエーターを育成するための教育についても言及した点が、新しかった。

3 韓国側発表を全体的に振り返って

韓国のこれらの報告を総体的に振り返ると、当事者、福祉機関、住宅公社、移住女性、大学関係者がそれぞれの立場からそれぞれ異なる切り口で活動展開の糸口を探ってきたことがわかる。

まず、当事者運動を進めるサランバンマウル住民協同会は、地域住民からの信頼獲得が容易でない状況において、地域行事や日常的な声掛けを通じて地域住民の参加を促した。共同基金へ賛同者を獲得するまでの道のりは険しかったであろうが、こうして築き上げた「顔の見える関係」は共同基金の融資返済率の高さにもつながっている。同様に、「トーク・トゥ・ミー」も、マイノリティの立場において、学校への出前講義や料理教室をはじめとする文化体験プログラムや多文化社会への理解を拓ける旅行プログラムなどの地道な活動を通じて支持者を集めた。

次に、始興市正往地域の福祉機関は、子どもの居住貧困が蔓延している状況において、始興市をはじめとする5団体の連携、座談会、勉強会、フィールドワーク、政策討論会、「正往地域の児童居住実態研究」を通じて事態の打開を図った。これは、地域の福祉機関ならではの戦略だったと言えよう。自治体レベ

ルの取り組みを促すためには、他機関の担当者の支持を獲得しなければならず、実態調査を通じた客観的な問題提起も必要だからである。さらに言えば、関係機関の連携、実態調査の実施、政策討論会の開催はコネとコストを要するので一般的な当事者運動にはなかなか容易ではない。自治体レベルの機関ならではの戦略をとったわけである。

続いて、ソウル住宅公社は、発達障害を抱える人々やアルコール依存症に悩む人々に対する地域の受け皿が無い状況において、政府レベルの政策決定と公社の強大な組織力を背景に「支援住宅」の供給を進めた。「支援住宅」供給という政策決定を下すまでの苦労については言及していないが、報告者が「支援住宅を拡大していくためには地域住民への丁寧な説明が欠かせない」と報告した通り、取り組みの拡大のために地域住民への説得に努めていることがわかる。

一方、大学と連携した活動を見せている都市転換ラボは「都市コモンズ」や「ジェントリフィケーション」といった言葉を前面に出して新たな空間利用のイメージを投げかけ、韓国外国語大学のイム・ドンウク教授は現在の再開発の進め方を修正する方策としてメディアーター育成教育を提案するなど、当事者や地域住民以外にも訴えかけるような活動を狙っている。

このように、それぞれの主体はそれぞれのレベルで社会包摂への支持者を獲得するための取り組みを続けている。当事者団体は地域住民を対象とした働きかけを続け、地域の機関は他の機関を取り込むための働きかけを行い、公社は地域住民の協力を得るための説得を求められ、大学関係者は幅広い支持を得るためのイメージ形成に奔走している。

既に EA-ICN を通じて当事者運動をしている人同士あるいは自治体レベルの担当者同士が刺激を与え合っていることは明白であるが、今のところ当事者—自治体担当者—公社—大学関係者という、異なる立場の人々の間でどのような相乗効果が得られるかについては明らかでないように見える。ただし、それは今後明らかになっていくであろう。大会参加者は大会終了後も、それぞれの国に戻り国内会議を続けているからである。今は明らかではないからといって、異なる立場の活動の間には相乗効果が生まれないというわけではない。今後の報告には、異なるレベルの活動の間で生まれた相乗効果についても発表を期待したい。

第13章

ソウルの支援住宅政策について

佐伯 大輔

私は、今回のワークショップには、9月5日しか参加できませんでしたので、一部の報告しか聞くことができませんでした。従いまして、自分が聞いた報告の中から、最も印象に残ったものを選び、感想を述べさせて頂くことにしました。私は、大学では、心理学（行動分析学）と防災教育に携わっているのですが、今回聞いた報告の中で最も印象に残った報告は、ソウル住宅公社のチョン・ソンヒさんが報告された、「施設福祉から居住福祉への転換点における SH 公社の寄与」でした。以下、報告の概要と感想を述べます。

この報告では、ホームレスの方、精神障がいのある方、発達障がいのある方など、一人で生活するのが困難な方を支えるための「支援住宅」を計画・供給するモデル事業について紹介がなされました。「支援住宅」は、「グループホーム」とは異なり、施設ではなく住宅であり、居住者には、自由意思に基づいた選択権があるということです。支援住宅を実現するには、住宅分野と福祉分野の従事者間で合意形成がなされなければならないのですが、これらの分野の異なる組織間の連携がスムーズにいかないという問題があったとのこと。また、入居対象者をとりまく利害関係も多岐にわたるということで、このプロジェクトに関わる実務者会議の立ち上げから合意形成を経て、モデル事業に移ることが可能になったということです。

支援住宅のモデル事業は2016年に開始し、これまでに50戸が供給されているとのこと。内訳は、アルコール依存のホームレスの方（女性）が18戸、アルコール依存のホームレスの方（男性）が20戸、発達障がいのある方（8戸）、精神障がいのある方（4戸）であり、このうち最初の3ケースではコーディネーターがいるとのこと。精神障がいのある方が利用する住宅は、一般の住宅を買い上げて供給しているとのこと。

支援住宅モデル事業の最も大きな成果は、1人では生活が困難な方々を、地

域社会で受け入れる受け皿ができたことです。これらの方々に、地域で暮らすという選択肢を制度的に提供したことは、包摂社会の第一歩を踏み出したと言えます。また、入居者は、住居、経済、社会参加などに満足しているという望ましい結果が得られています。さらに、福祉分野と住宅分野が協力するという新たなモデルを示したことで、他分野にも刺激を与えるという効果ももたらしています。

報告では、今後の課題として、以下のことが述べられています。地域住民は、福祉施設が地域にできると地価が下がることを気にしていることから、この事業を拡大していくには、地域住民に対する丁寧な説明が必要、とのことです。

上記の報告を聞き、思ったことを以下に述べます。一人で生活するのが困難な方々を、施設に収容するのではなく、「支援住宅」という自立的な環境で生活できるようにする、というのは大変画期的な事業だと思いました。報告では、居住者には「自由意思に基づいた選択権がある」と述べられていましたが、支援住宅は施設に比べて、様々な点で行動の選択肢が多いことが想像されます。選択肢の数が多く、行動の自由度が高いことを示しており、支援住宅の方が、行動が制限された施設よりも、より生活の質が高い環境で生活できることを意味しています。このことは、これらの方々が自立した生活を送るために、大変重要な要素であると思います。

「施設」ではなく「住宅」であることの重要性は、別の側面においても感じました。報告では、今後の課題として、「地域住民の理解が必要である」ことが挙げられていましたが、地域に「施設」が建設されることに比べて、「住宅」が建設される方が、入居者と地域住民の間の垣根が低くなるのではないかと、いう気がします。報告にありました、「既存の買い上げ住宅の一部を供給」という方法は、支援のための住宅を新たに作る、というコストをかけずに済むことに加え、地域住民が居住するエリアと支援住宅に居住する人々が住むエリアの間の違いを少なくすることに貢献しているのではないかと思います。

「支援住宅」が画期的な事業であることは認識できたのですが、いくつか疑問点も浮かびました。まず、報告された事例のいくつかでは、コーディネーター用の部屋が用意されていますが、コーディネーターはどのようなことをする人であるかが、気になりました。居住者を支援する業務を担うことは想像がつ

くのですが、かなり大変な業務である可能性がありました。支援住宅の戸数が十分であっても、支援する人が不足していると、支援住宅はうまくまわらないと思います。

また、支援住宅では、居住者どうしや、居住者と地域住民との間のトラブルが起こらないかが気になりました。トラブルへの対処もコーディネーターが行うことになるのではないかと思います。それを考えると、コーディネーターの人数を増やし、待遇をよくしないと、長続きせず、人手不足になるのではないかと思います。

最後に、支援住宅の事業は、包摂社会の第一歩であるとして報告されていましたが、居住者と地域住民との関わりがどのようなものであるかが気になりました。例えば、支援住宅の居住者がどの程度、近隣住民に認知されているのか、居住者の地域活動への参加がどの程度なされているのか等、居住者が具体的にどの程度地域との関係を持つかが気になりました。住宅に住んでいても、地域とは隔絶されているのであれば、地域とのかかわりを促進するような工夫が必要と思いました。

このような、支援を必要とする人々と地域とのかかわりの重要性は、私が携わっている防災においても指摘されています。防災分野では、災害時に、避難に際して他者からの支援を要する人のことを、「災害時要配慮者」または「避難行動要支援者」と呼びます。高齢者、障がいのある方、乳幼児、妊婦、外国人、旅行者等が含まれます。地区防災計画では、災害発生時に、地域に居住する災害時要配慮者を誰が支援するのかを定めておく必要があるのですが、住民間でつながりの薄い地域では、支援者を定めていなかったり、定めていても、普段からの近所づきあいが無いと、災害時にうまく支援できないということが起こります。普段からの地域住民間の結びつきが強い地域ほど防災力は高い、とよく言われますが、そうでない地域については、逆に、地域で実施される防災教室への参加を通して、住民間の結びつきを強化できれば、とっております。

第 14 章

施設収容から地域生活支援への転換

－韓国・SH 公社の役割－

野村 恭代

1 支援住宅の意義

韓国では現在、住まいの確保に困難を伴う人を対象とした居住形態の一つとして、「支援住宅」の定着を進めている。支援住宅とは、サービス付き住宅のようなものである。日本同様、韓国においても人口構造の変化等により、生活のしづらのある人、認知症の高齢者、ホームレスなど、社会的孤立も含む生活困窮の状態にある人が増えている。このような状況を踏まえ、新たな居住形態として注目を集めているのが支援住宅である。

一方で、すべての地域住民が支援住宅の理念やその普及に賛同しているわけではない。地域住民のなかには、福祉施設ができることによって自分たちに不利益が生じる可能性があるのではないかと危惧から、施設建設を反対する動きもみられる。SH 公社には、支援住宅に対する地域住民の理解を促しながら、住宅としての支援住宅の価値を高めることへの役割も求められている。

2 社会的排除と施設内包摂

先述した韓国の地域住民の反発は、日本もまた同様である。2018 年に A 県で精神障害者のグループホームを建設する計画が持ち上がった際、地域住民から大々的な反対運動が起こった。反対する地域住民の主張は、「施設はもっと精神科病院の近くに建設すべき」「なぜこんな住宅街に建設するのか。もっと山の方に土地があるじゃないか」というものが大多数を占めていた。反対する地域住民は、精神障害者には「特定の場所」で治療や生活支援を行うべきだとの意見を口々に述べていた。これは、「精神障害者は社会に出るよりも、病院や施設内にいる方が本人のためにもよい」との一方的な考え方に基づく主張

である。

2004年9月、厚生労働省は「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において、「入院医療から地域生活中心へ」という精神保健医療福祉施策の方針を示した。また、同ビジョンでは、受入条件が整えば退院可能な精神障害者については、精神病床の機能分化や地域生活支援体制の強化など、立ち後れた精神保健医療福祉体系の再編と基盤強化を全体的に進めることによって、10年後には社会的入院の解消を図ることとした。同ビジョンにおいて、これまでのように精神障害者を社会から排除するのではなく、地域のなかであたりまえに生活することを支援する動きへと転換したものと考えられる。

しかし一方で、精神障害者をはじめとする生活のしづらさのある人への脱社会的排除には多くの障壁が立ちはだかる。先述のA県で発生した施設コンフリクト事例は、まさに代表的な障壁の一つである。障害者の社会的包摂を推進するためには、地域に内在するこのような課題を一つひとつ解決していかなければならない。

3 住まいへの支援

住まいへの支援においては、制度やサービスを軸とした支援方針を設定するのではなく、あくまでも対象者自身の住みたい場所や希望する暮らしをもとに住まいを決定することが重要である。また、生活におけるさまざまな不安や課題を解消することができるよう、物件や住まい続けることへの支援方法の検討を行い、対象者一人ひとりへのオーダーメイドの支援を形成することが求められる。

しかし、住まいの確保に困難を伴う人が選ぶことのできる住宅はきわめて限定されている。そのため、これまで展開されてきた住まいへの支援は、対象者本人の住みたい物件や希望する暮らしに焦点をあてるのではなく、その時点での限られた選択肢のなかから、支援者側がそれまでのアセスメントに基づき、本人に適していると考えられる居住の場を斡旋する支援方法が採られていた場合が多い。現在においても、精神障害者や知的障害者等が居住する住宅には、ただ雨風をしのぐことだけができる「場所」であり、暮らしを継続していく「住まい」とは到底呼ぶことのできないものが多く存在する。

これまで、精神障害者や知的障害者等の住宅確保が困難である理由として、「トラブルの忌避等を理由に、障害者の入居を制限する民間賃貸住宅が依然として数多く存在している」（西野他 2009）ことが指摘されており、「家主の不安解消が住宅確保に結びつく」（山口 2006）ものとされてきた。しかし、本人の希望する場所、居室へ入居することにより、大家の心配する「トラブル」が起こる確率はきわめて低いものとなり、これらの問題は回避できるものと考えられる。そのためには、多様な住まいの形態が必要であり、その一つとして SH 会社が整備を進める支援住宅は住まいへの支援において有効であると考えられる。

また、支援においては支援対象者の単身生活における「孤立感」や「孤独感」という課題の解消も念頭に置く必要がある。住む場所の提供で入居支援を終結するのではなく、自分らしくその場所で継続して「暮らす」ことが可能となるよう、日中の居場所や就労の場、余暇を過ごす場所、友人や知人を得ることなども包含した入居支援が求められる。

SH 会社による支援住宅では、入居前から入居後に至るまで、連続性のある支援を行うことにより、居住者および近隣住民の不安を除去することも可能となっており、その知見は日本においても生かすことのできるものである。

[参考文献]

西野聖子・五十嵐敦子他（2009）「精神障害者に対する民間賃貸住宅における居住支援プロセスの分析－精神障害者に対する居住支援の実態と課題その1－」『日本建築学会大会学術講演梗概集』, pp1239-1240.

山口弘幸（2006）「精神障害者の居住サポートに関する一考察－住宅確保に向けた支援対策の検討」『長崎ウエスレヤン大学現代社会学部紀要』 4巻1号, pp. 123-13.

第 15 章

支援ではなく当事者の自立の重要性

東子洞チョッパン村の敷居無き銀行～サラバンマウル住民協同会の話

金千秋

1 東子洞チョッパン村の敷居無き銀行

1-1 謝辞

私が非常な感銘を受けたのは、この東子洞の活動の発表登壇者が当事者であったことである。

今までも台湾始め、主に東アジアならびに東南アジア、そしてトルコなど国際会議に参加させていただいていたが、その多くは研究者であり、研究者でなかったとしても市民活動家の方々の登壇であった。

また日本の被災地における会議でもなかなか今回のような登壇者に出会ったことはなく、取材対象者であったとしても発表者としての出会いはなかった。

今回のこの経験は、自分自身の固まった思考回路に直面する！という非常に重要な経験をいただけたことをまずは感謝したい。今まで当事者性の重要性を、施策・制度対応の管理官に語っていた自分の底

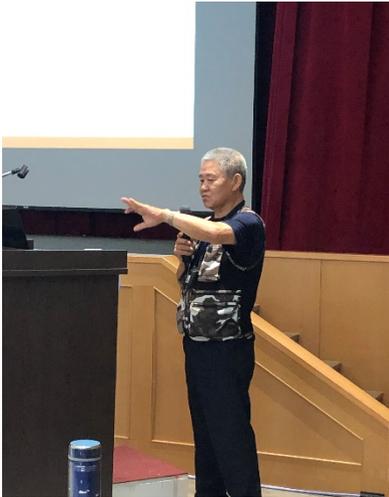


図 15-1 登壇者

の浅さをまざまざと知る機会となった。

この企画にあたられたみなさまの大きな度量とその視点の深さ、鋭さ、真の問題解決の糸口への迷いのない歩みに大きな感銘を受けた。

1-2 東子洞チョッパン村の敷居無き銀行～サランシマウル住民協同会の地域概要

まずこの韓国・ソウル市にある東子洞について一言説明しておこう。韓国の住所番地の〇〇洞は、日本の〇〇町にあたる。東子洞(Dongja-dong 동자동)は、ソウル市の中心部ソウル駅の向かい側にある地域。つまりソウルの一等地であることを示している。



図 15-2 ソウル駅周辺

ソウル駅周辺は、大都会の中心地ならではの有名な超高層ビルが建ち並ぶいわゆる韓国の顔の部分である。しかしながら東子洞そのものは、これらの最先端のビル群とは隔絶した風景をもつ地域である。

四方を様々な高層ビルに囲まれた谷間のような地域、都市計画から取り残さ

れたような外観の地である。かなりソウルに詳しい人でも、あるいは詳しい人だからこそ、あまり訪れることのない、存在していて存在していない地域と言える。私自身もソウル駅には何度も訪れているが、この場所の存在は知らなかった。

東子洞のようなところは、実はソウル市内に数か所ある。それらの場所は「チョッパン村 卒 방촌」と呼ばれている。

「チョッパン村 卒 방촌」とは、「卒」は非常に狭い、部屋を細かく区切ったというような意味で、「방」は部屋という意味である。つまり貧しく、汚く、荒れ、怠けた社会不適応者の巣窟といったことをイメージしたある種の差別用語である。



図 15-3 チョッパン村

「チョッパン村」の一つである東子洞には 1000 人ほどの人々が住まいているそうだ。このような地域は、韓国に限らずどこの国でも、そして大都会

だからこそ生まれるともいえる。

韓国の場合は、朝鮮戦争(南北戦争)の傷跡として故郷に帰れなくなった人々が、大都会の片隅で生き延びてきたその後の姿とも言える。また急激に成長した大都会の無謀な都市開発の中で生まれた谷間ともいえる。

そしてやはり大都会だからこそ、生きていくなんらかの糧が落ちているともいえるだろう。

東子洞の住民は深刻な貧困、疾患、孤独に苛まれている。障害、慢性疾患、そしてその苦しみから逃れるためのアルコール依存症に陥るものが絶えない。

この話は被災地の復興期によく聞く話でもある。そして 1995 年の阪神・淡路大震災から「元もまちの再生ではなく、社会的問題解決の上に生まれる新生のまちづくり」のツールという使命をもって活動してきた FMYJ の一員としては胸が痛い。

この地域だけではなく、こういう流れの中で生まれる地域に集まる人々は概ね家族もなく、身寄りもない高齢の男性である。これは世界共通の「町の生まれ方であり、そこに暮らす人々のプロフィール」とも言える。

東子洞の住民は、国民基礎生活保障(日本で言う生活保護)の給付を受けて、住民の 7 割が暮らしているそう。そして毎年 20 名ほどの住民が亡くなるそうだが、ほとんどは「縁故者無し」として埋葬されているという報告であった。

もちろんこうした大都会の社会的問題解決の活動をしている団体は、韓国にはたくさんある。そして東子洞に寄付や物資を送る団体、企業、政府、学校、宗教団体など、様々な機関が東子洞の支援を行っている。



図 15-4 地域での葬儀の様子

1-3 東子洞チョッパン村の敷居無き銀行～サラバンマウル住民協同会の特筆すべき点

これらの支援活動は継続的に行われており、住民であれば生活用品や食料品の配布を受けることができる。これは素晴らしいことではある。しかしながら「配給を受けることが日常化」すると、「住民は自ら立ち上がる」「自らがなんらかの行動を起こす」「自分のできる範囲で何とか働くという行動」を起こすことを放棄していくようになる。

ただただ「支援を受ける人格」になっていく。これは非常に恐ろしいことだ。貰うという行為に何ら疑問を持たず、というか思考を停止し、そのことに慣れてしまうことになる。

このことは実は私自身が、1995年の阪神・淡路大震災後の神戸・長田でも経

験したことである。炊き出しはただ、広場のようなところで行列ができていと何かを貰える。。という認識が変わっていく。長田の地域で様々なイベントを行ってきたが、「ただでなんかくれるん？」という声を何度も聞いた。

ただで品物が手に入る、ボランティアがいろんな支援をしてくれる、被災者というだけで何らかの特典がある、という感覚が日常化すると、そこからの脱出は非常に難しくなり、また脱出した人と自分の状況の差をマイナスにとらえていくことになると、このスパイラルから逃れることはかなり難しくなり、アルコールやより弱いものへの攻撃などにむかうということも起こる。

ここでの今回の発表の特筆すべきことは受動的な日々！ということに、自らが気づいたことである。「自らの生活を自ら改善しよう」という試みが生まれたことだ。それが「サランバンマウル共済協同組合」である。

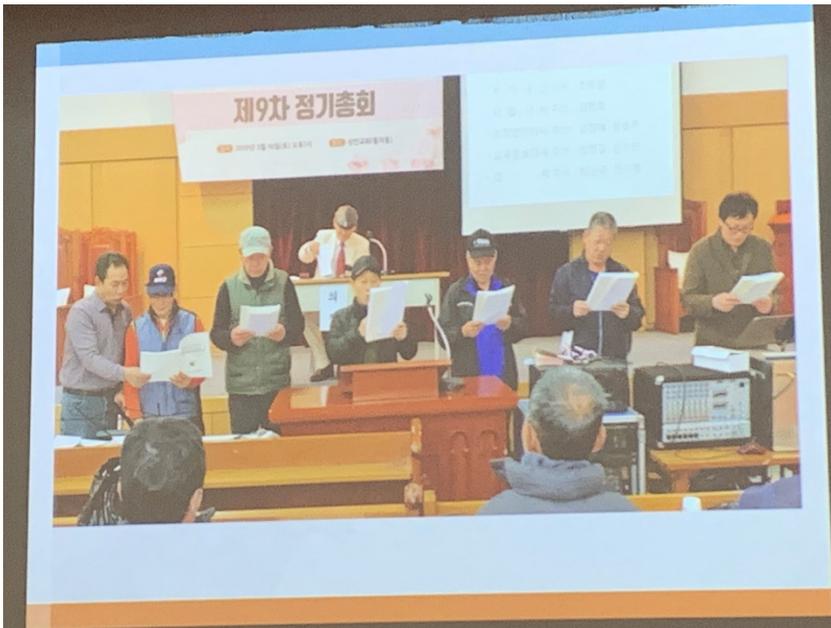


図 15-5 サランバンマウル共済協同組合会議の様子

もちろんそこにはその気づきを生むための支援団体のワークショップや検討会、そして多くの話し合い、顔と顔を合わせた寄り添ういくつものプロジェクトが行われたことであろうことは想像できる。

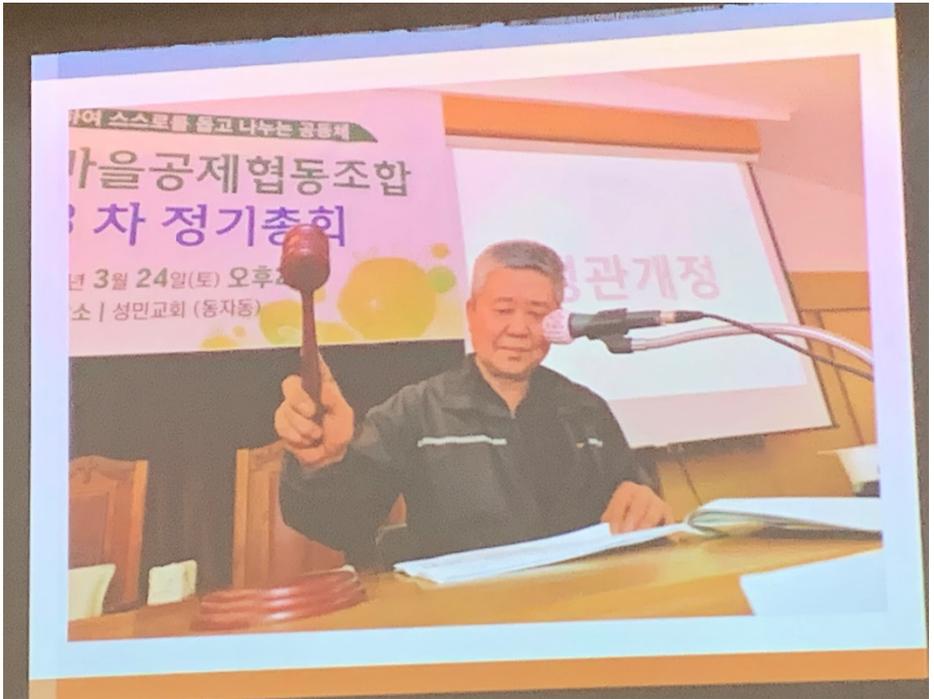


図 15-6 登壇者が議長を担当

そして多くの話し合いができる「場」があったこと、そして当事者たち側からの支援者の寄り添いに答える幾人かのキーパーソンとなる人々がいたはずだ。今回の登壇者もその一人であろう。

2 組織体系

2-1 サランバンマウル住民協同会の設立までの流れ

「いつまで他人の善意によりかかって生きるんだ？」

「我々自ら支え合う共同体を作ろうじゃないか！」

「差し迫った問題がお金の問題なら、我々だけのマウル銀行を作ろうじゃないか！」

「1人対1人で支え合うのは難しい。しかし、10人で1人を支えると考えてみようじゃないか！」などの意見が交わされてきたそうだ。

そしてこれらの自分たち自身の様々な議論を踏まえたうえで、2010年1月の「共済協同組合アカデミー」という勉強会に参加した3名の住民が、東子洞の住民の中から支持者を募り、2010年3月に協同組合設立推進委員会を立ち上げた。その後25名の推進委員たちが、1年間で136名の住民を仲間・賛同者として引き入れ、出資金1000万ウォンを集めた。

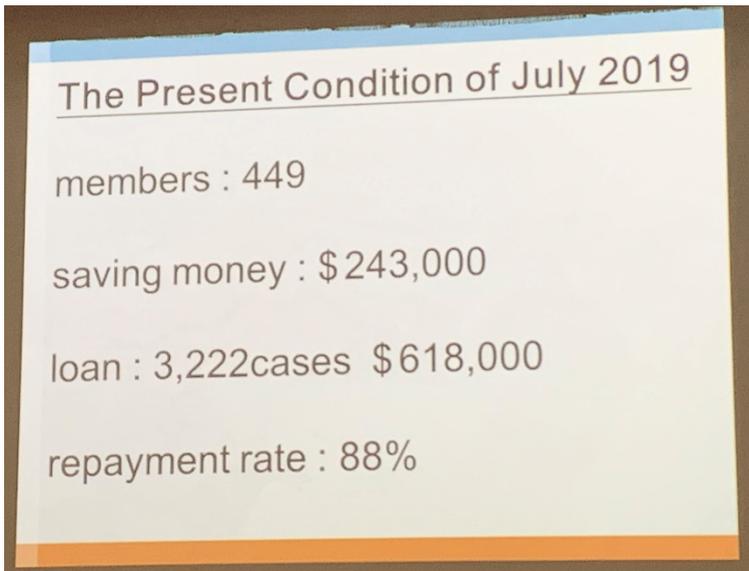


図 15-7 2019年7月収支報告

その結果2011年3月に「サランバンマウル共済協同組合」が設立されたそうだ。

2-2 サランバンマウル住民協同会の組織形態

組合の住民指導者は 25 名の幹部組合員と委員で構成されている。組合の総会で組合員間の直接選挙を通じて、委員を選出。任期は、2 年だそう。委員は三つの委員会、事業委員会、組織連帯委員会、教育広報委員会に属し、幹部組合員を支えていく。

2011 年 3 月設立後の 9 年間で 400 名の組合員から、なんと 2 億 9000 万ウォンの出資金を集めることとなった。この組合は、出資金で共同基金を作っており、生活費、医療費、住居費など、組合員に少額の貸し付けを行っている。

貸し付け実績は 3000 件、7 億ウォン、それもすごいが、『89%は返済完了』という驚異的な成果を上げていることに驚いた。仲間たちの信頼関係、絆の太さ、強さを感じる数字だ。

2-3 サランバンマウル住民協同会の事業内容

①教育事業＝組合員教育や幹部教育。教育は、協同の精神を培うための事業で他地域への訪問も実施。

②共同経済事業＝組合員の経済的困難に手を差し伸べる事業。「零農事業(ニンニク・大豆)」や「冬季屋台(焼き芋・たい焼き・おでん)」など。チョッパン地域でのカセットボンベを安く提供する事業。

③地域行事＝2010 年から父母の日と秋夕(秋の大型連休)に食事の提供、民俗芸能やのど自慢大会を自主開催。

④マウル葬儀＝東子洞で住民の訃報をお知らせし、「縁故者無し」とされた故人の焼香場を事務室や公園に設けて弔問を受け、火葬にも参列し、故人の最期を見送る。

⑤マウル清掃＝2014 年 から月に 2 回実施。

⑥地域問題解決組織＝住民を組織して東子洞で起きる問題に積極的に介入する事業。例えば、強制退去を迫る問題に対しての抵抗運動。

⑦連帯活動＝ 連帯を通じて共に成長し、共に学び、社会問題に共に向き合う。

3 支援ではなく自立こそが、住みやすいまちの大きなカギ

FMYY での活動は、1995 年の阪神・淡路の震災以後、神戸を中心とした災害復興から始まり、その後の 25 年近くを国内外の被災地でのまちづくりに真摯に寄与してきたと信じている。

この時間の中で FMYY という「取材する、発信する、受信する」というメディアの現場に身を置いてきた実感として強く感じることもある。

それは、災害は、地域にある社会的問題の顕在化であり、行政における制度・計画の不備や補完しなくてはならないことが、否応なく顕在化するということだ。つまり日常で忘れ去られようとしている、あるいは見ないでおこうとしていた社会的問題が図らずも露呈するのが災害である。

25 年になろうという様々な現地調査で見聞きすること、多様な人々からの声をいただく中で、この思いは強くなった。



図 15-8 登壇者と筆者

韓国のこの事例報告は、自然災害ということではないが、社会の中の様々な要因を含んだ人的災害と言えると思う。そして自然災害も実は被災の状況は平等ではない。様々な属性の違いで大きな差が生まれてくる。

また復興の過程においては、特に平常時の社会的弱者への被害は拡大していく。それは情報の格差、知識の格差、そして経済の格差から生まれるものであり、上記の東子洞のように、男性の経済的破綻や心と体の疾病、そしてアルコール依存という流れも非常によく似ている。また復興期において、自然災害が引き起こす、これらの被害者の姿は見えにくくなるというより、取り残されがちになり、自助努力が足りないというような社会的空気感も生まれる。

被災地や都市の中でのこれらの忘れられがちな人々の問題は、支援者が支援者として手を差し伸べるということが、究極のところではなく、それぞれの人々自身の自立・自治・生きる力の再生、自分自身に対する自尊感情をいかに生み出していくかということに尽きるように思う。

阪神・淡路大震災以後の各地での復興の現状を毎年訪問するたび、また支援報告集会での学びの場で、これらの取り残されがちな人々の自立、自活、自尊感情の高揚を生み出すことの難しさを痛いほど感じている。

ひとり一人が自身の存在に尊厳を感じる日々を創設すること、誇りある生き方だと実感するための取り組みとして、当事者が語るこの報告に非常に感銘を受けた。

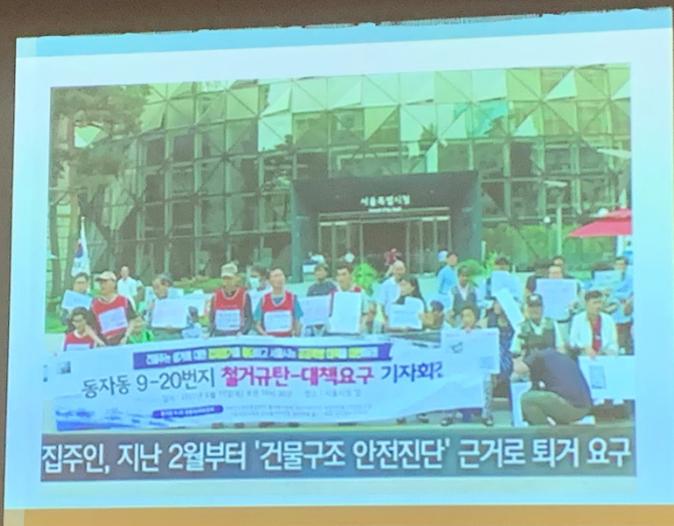


图 15-9 支援団体との協働作業

第16章

「トーク・トゥー・ミー」と

日本と韓国における当事者の自己呼称について

鄭 栄鎮

1 はじめに

韓国と日本は、いずれも民族的な同質性が高い。韓国では華僑、日本ではアイヌや在日朝鮮人⁹等がいずれも古くより存在するにもかかわらず、単一民族的国家とする社会的認知が強かったように思われる。近年では、両国とも少子高齢化等によって人口減、労働力不足に直面し、急速な多国籍化、多民族化が進展している。

もともと、韓国は外国人の受け入れでは先行しており、「多文化家族支援法」等の法制化が行われている。一方の日本は、それまで「バックドア移民」ともいわれる外国人が産業等の底辺を支えていたが、2019年4月より、「外国人材」という名のもと、国家レベルでの労働力としての外国人の受け入れがはじまった。日本は後進であるがゆえに、韓国における外国人受け入れとその政策、NGO/NPO等の実践の先行事例から、その長短等、学びとることが可能なのではないだろうか。

2 「トーク・トゥー・ミー」とその実践

「トーク・トゥー・ミー」は、韓国における外国人女性（EA-ICNでの報告の表記では「移住女性」）支援に取り組む、「移住女性自らが積極的に危機を予防し、生活の問題を解決しよう」とする団体である。この団体の文言からもわかるように、同団体は、外国人女性自身が主体となって、多文化、外国人にか

⁹ 本稿では、「在日朝鮮人」を、日本の旧植民地である「朝鮮」出身者とその子孫の総称として用いている。

かる社会問題の解決にむけた諸実践を行っている。つまり、「トーク・トゥー・ミー」は、外国人女性を支援の客体とは捉えておらず、社会を変える主体としているところに大きな特徴がある。日本においては、性別を問わず、外国人は支援の客体だとまだまだ捉えられがちである。しかし、外国人の受け入れに先行する韓国では、外国人女性みずからが社会にアプローチして、みずからにかかる社会問題の解決をめざしている。

「トーク・トゥー・ミー」の実践のもととなっているのは、韓国の現状である。先述のとおり韓国では外国人の受け入れはすすんでいる。しかし、「トーク・トゥー・ミー」の報告によれば、「移住女性や多文化家庭の子どもの2割から3割は差別を受けて暮らし」、「暴力を伴うイジメも経験」する確率は一般家庭のおよそ5倍、多文化家庭の青少年が自殺を試みる確率も一般家庭と比較すると2倍にのぼるといふ。

また、韓国では一人親の多文化家庭が増加しており、多文化家庭の青少年が環境不適應を理由に学業を中断することも少なくない。外国人の雇用は、「週40時間勤務、月100万ウォン」という条件がほとんどという。これらの諸問題を政府が放置しているため、多文化社会のリスクに備え、「トーク・トゥー・ミー」、移住女性みずからが問題を根本的に解決するために取り組んでいるとする。

「トーク・トゥー・ミー」の代表はスリランカ出身である。韓国での労働、韓国人男性との結婚を経て同団体を設立しており、つまり、自己の経験が同団体の理念と実践に色濃く反映されていると考えてよいだろう。

「トーク・トゥー・ミー」では、現在、「モニカ、ラジャ人形作り体験」と題した、さまざまな肌の色をした人形づくりを行うことをとおして、肌の色が個性だとする認識改善を促すプログラムや、料理教室、学校現場への出前授業でその出身国の文化等を紹介する「訪れる世界の理解教育」、韓国内外で多文化社会に対する認識向上のための「おばさんの国の分かち合い旅行」といったプログラムなどを実施している。

3 韓国と日本における「外国人」をめぐる言説空間

「トーク・トゥー・ミー」の特徴は、先述のとおり、外国人女性が支援の

客体となるのではなく、社会変革の主体となって活動しているところにある。さらには、印象的な文言がある。「一体、誰が韓国人なんでしょうか?」「みんな韓国人ですよ!」というものである。

これを日本にひるがえって考えていこう。「外国人」とされるものたち、そのなかでも、特に日本での居住歴が長い、もしくは日本生まれのものたちは、みずからの呼称を積極的に「日本人」とすることができるだろうか。

たとえば、「在日朝鮮人」とされるものたちは、すでに4世、5世が存在しており、日本に相当に根付いた存在であるのは疑いもない。しかしながら、これらの者たちを「日本人」と呼ぶことは、当人たちも周囲もできないまま、いまでも「在日朝鮮人」「在日コリアン」「在日」などとみずからを呼び、呼ばれている。みずからを「日本人」と呼称する／される「外国人」はきわめて少なく、「日本人」と「外国人」の間には、強固な境界線がそびえ立っているのが現状ではないだろうか。

一方の韓国では、「トーク・トゥー・ミー」の例からいえば、当事者がみずからの呼称を積極的に「韓国人」としている。さらには、「積極的に社会に参加する国民の一員にならなければならない」ともして、積極的に（しかも「国民」として）社会参加をはたそうとしているようにみうけられる。「韓国人」と「外国人」との間の境界線を攪乱しようとしているのか、あるいは、そのような二項対立への異議申し立てであるのか、いずれにしろ、日本とは異なる「外国人」をめぐる言説の現況が韓国にはある。

4 おわりに

以上、本稿では、「トーク・トゥー・ミー」の実践と言説から韓国と日本との違いを考察してきたが、韓国と日本において、当事者の自己認知や社会的認知に優劣があると結論づけたいのではない。この日本と韓国の自己認知の「差」は、なにかから生じているのだろうかという疑問であり、はたして、どちらが、より、当事者の生きやすさにつながるのかという、問題意識の発露でもある。「トーク・トゥー・ミー」は多文化社会の問題を解決すべく、「韓国人」と「外国人」との壁を取り除こうとしている。一方の日本では、これら問題の解決のために「日本人」とは異なる「外国人」であることが強調される。

もつとも、韓国において、当事者がみずからを「韓国人」と規定しようとするのは、この「トーク・トゥー・ミー」だけのケースであり、他の当事者支援団体などではありえないのかもしれない。また、自己を「日本人」とする在日朝鮮人や外国人も筆者のまわりに存在しないだけかもしれない。しかしながら、同様の外国人受け入れと増加、多国籍化、多民族化のコースをたどる韓国と日本において、当事者の自己規定をめぐる状況の相違がうかびあがっているのはきわめて興味深いことであり、今後の学術的な関心へと結びつくものでもあった。

第 17 章

都市格差社会におけるサービスハブ地域の研究課題

香港とシンガポールの比較研究を通じて

コルナトウスキ ヒェラルド

1 本研究の背景

現在の都市ガバナンス（社会政策）においては、進行し続けている雇用不安定（＝「プレカリティ」）や社会的分極化がもたらす都市地域への影響が重大な課題である。こうした課題に効率的に取り組むためには、都市ガバナンスが生活不安定者に対して、時には懲罰的なアプローチ、時には寛容なアプローチを採用している。懲罰的なアプローチの在り方に関しては、特に批判的な社会科学によって既に（主に理論的に）検証されてきたが、寛容なアプローチの在り方に関しては、未だに包括的な研究が少ないにしろ、弁護活動や連帯や専門的な支援サービスを取り入れている支援ネットワークに着目した実証的研究が近年注目を集めているようになった。このようなボトムアップ的なネットワークは、非常にアクセスがいい一方、社会的に脆弱な空間でもあるインナーシティ地域に集中することが多く、生活困難者が長期間置かれてきたプレカリアスな状態を脱却できるノーハウを有しており、（再開発などの）都市空間更新や政治的な反発によるプレッシャーに対しても粘り強い存在感を示しておる。

本研究の目的は、香港とシンガポールにおける生活不安定者向けの様々な支援活動の空間的配置に着目し、これらによる支援ネットワークの在り方と都市ガバナンスとの関係を明らかにすることにある。両都市は、反福祉主義国家でもありながら、非常にアグレッシブな都市空間更新を常に進めており、先進地域の中で最も激しい分極化が進行している。こうしたコンテキストの中でそれぞれのサービスハブが今後どういう役割がきたいされるかが非常に重要な課題となっている。主なりサーチクエスションは次の通りである。(1)東アジア先進大都市において顕在化している格差問題は、ボランティアセクターによ

る生活不安定者向けの支援サービスと関連ハウジングの空間的配置にどのような影響を与えているか。(2)こうした配置は、反福祉的な環境の中でどのように展開してきたか、そして、都市空間更新(例えばジェントリフィケーション)や政治的な反発にどのように抗し続けているか。この2つのリサーチクエスチョンを追究することを通じて、サービスハブの今後の在り方を考察する。

2 サービスハブ概念とフレームワーク

2-1 サービスハブ概念について

「サービスハブ」概念 (Dear et al. 1997) は、ボランティアセクターによる多様な支援サービスネットワークの都市空間的フレームワークであり、インナーシティの独特なハウジングの面でも、ローカルな福祉制度の面でも、非常に示唆的である。「サービスハブ」は、Kearns et al (2019 : 299)が「ソーシャルな支援サービスと低廉住宅のクラスター」として定義している。つまり、ボランティアセクターによる支援サービスとその関連施設のみではなく、その利用者がよく頼っている同じ地域にしかないインフォーマルな住宅や自助ネットワークも含む。しかし、サービスハブ地域の規模や構成要因のバランスは様々であり、常に変化しているため、特に都市空間更新と政治的な反発によって影響されがちである。

2-2 フレームワーク

以下の図 17-1 (コルナトウスキ 2019 も参照) では、サービスハブ概念を図化したフレームワークであり、サービスハブ地域を(福祉) 国家(主にボランティアセクターとの関係)と市場(主にハウジングと就労との関係)と対比している。こうした相互依存関係は、支援サービスのネットワークの空間的なコンテキストを構成させ、サービスハブ地域をめぐる空間的なポリティクス(どの形で支援を提供するか)とアクセシビリティ(場所をどのように開くか)について検証できる。空間的なポリティクスに関しては、ボランティアセクター団体のキーパーソンが調査の対象としており、彼らがいかに都市空間更新によるプレッシャーを経験しているか、または所属している団体自体の支援モデルがどのような政治的批判を受けているかを検証する。空間的なポリティクス

に関しては、支援サービスの利用者がサービスハブ地域をいかに評価しているか、それから同地域のハウジング資源（図 17-2 も参照）をどのように利用しているかを検証する。

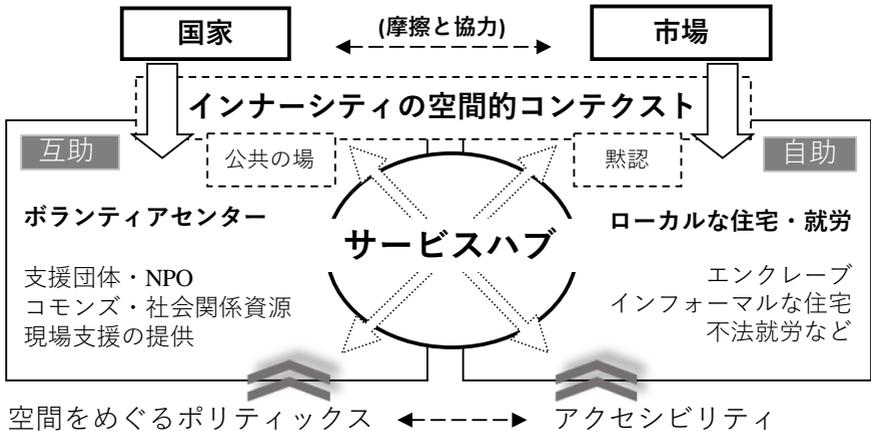


図 17-1 サービスハブの空間的構成要因

3 香港とシンガポールにおけるインナーシティ型サービスハブ地域

東アジア先進大都市のコンテキストでのサービスハブ地域を調査対象にするにあたっては、ボランティアセクター団体が採用しているネットワーキングの工夫、とりわけ支援サービスの内容とローカルなハウジング資源利用の仕方を詳細に取り上げようとしている。研究方法としては、街頭調査（convenience sampling）を中心に、対象サービスハブエリアにおいて、代表的なボランティアセクター団体のスタッフと利用者の聞き取り（おおよね 2～5 所）を実施する。香港でのインナーシティ型サービスハブエリアとしては、ホームレスを対象にした支援サービスネットワーク規模が最も大きい「深水埗（シャムシュイポー・九龍半島）」と「西營盤サイインブン・香港島」、そして、シンガポールに関しては、男女外国人労働者を対象とした同じく規模が最も大きい「Geylang（ゲイラン）」と「Little India（リトルインディア）」に調査のフォーカスを絞

っている。



図 17-2 インフォーマルなハウジングである間仕切り狭小アパートの様子

本研究の意義は2つに分けられている：(1)理論的には、サービスハブ関連支援者と利用者が常に都市空間から排除されるという懲罰的なプレッシャーのみではなく、ボランティアセクター支援団体による、生活不安定者の都市への包摂を目指した粘り強い空間生成力も評価できるような都市・政策論学の構築。(2)実証的には、貧困削減や、社会的包摂、ボランティアセクターの在り方に関する政策論議でのサービスハブ地域の位置づけと住宅政策への意味合いの検討。

4 結論：都市の包容力の空間性と多様性

サービスハブ地域の比較的に長い歴史を持っている英米大都市と比べれば、東アジア先進大都市のサービスハブは、残余福祉的なアプローチしか採用してこなかった(反)福祉国家によるギャップを埋める役割を主に担ってきたといえる。しかし、理論的かつ実証的には、東アジア先進大都市におけるサービス地域がどのような共通性を有しているかについてまだ検討の余地がある。とりわけ、格差社会のコンテキストで、都市空間更新のプレッシャーに対して(=特に香港)、または政治的な反発に対して(=特にシンガポール)、サービスハ

ブ地域がいかなる発展過程を経てきたか、またはいかに粘り強い存在になってきたか、成功事例も失敗事例も検討する必要がある。その空間性に関して多様な仕組み（図 17-3、コルナトウスキ 2017 も参照。同心円モデルに関しては、水内他 2008 ; Park et al 1925 を参照されたい）が考えられるが、サービスハブ地域による粘り強さ（DeVerteuil 2016）を検証することによって、社会的分極化に対する現場から取り組みをベースにしたオルタナティブな反貧困的アプローチを考えることも可能になるであろう。

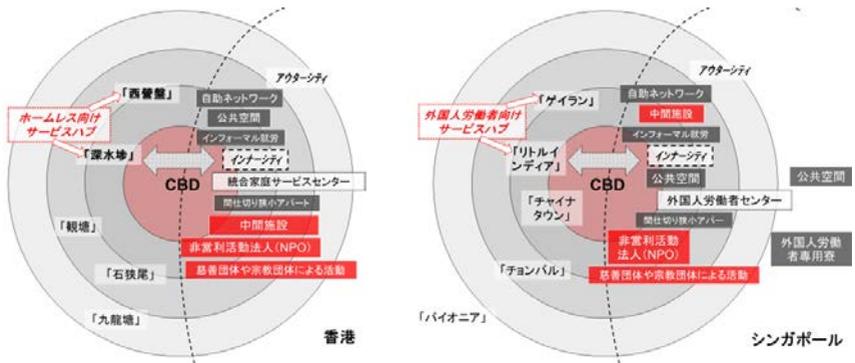


図 17-3 サービスハブ地域の空間性・多様性を図化した同心円モデル

〔参照文献〕

コルナトウスキ ヒェラルド (2017) 「外国人労働者の就労・生活空間の光と影—シンガポール・リトルインディア—」 水内俊雄・福本拓共編『都市の包容力—セーフティネットシティを構想する』、法律文化社 33-44 頁

コルナトウスキ ヒェラルド (2019) 「東アジア先進大都市におけるサービスハブの形成過程や重要性—シンガポールと香港を事例に—」 全泓奎編『東アジア都市の居住と生活』 東信堂 27-45 頁

水内俊雄・加藤政洋・大城直樹 (2008) 『モダン都市の系譜—地図から読み解く社会と空間』 ナカニシヤ出版

Dear M, Wolch J, Wilton R (1997) “The service hub concept in human services planning”,

Progress in Planning 42:173-271

DeVerteuil G (2015) *Resilience in the post-welfare inner city: Voluntary sector geographies in London, Los Angeles, and Sydney*. Policy Press, Bristol

Kearns R, Collins D., Bates L., Serjeant E (2019) “Campgrounds as service hubs for the marginally housed”, *Geographical Research*, 57(3): 299-311

Park E.R., Burgess E.W. & Mackenzie R.D. (1925) *The City*. Chicago: The University of Chicago Press.

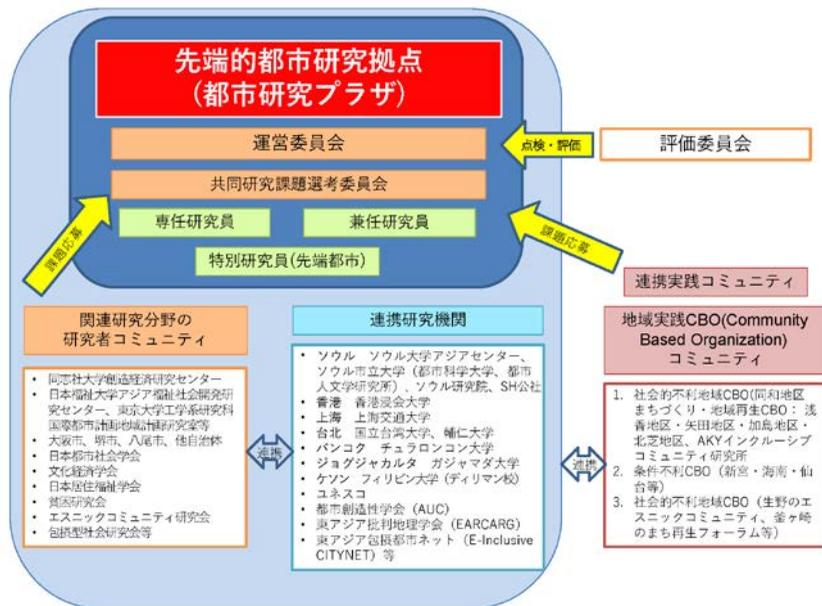
先端的都市研究拠点「共同利用・共同研究拠点」事業について

共同利用・共同研究拠点事業は、大学等から研究者が集まり、共同利用・共同研究を行う「全国共同利用」のシステムです。2019年度に文部科学省に拠点として認定されている研究機関は、国立大学67、公立大学9、私立大学19、ネットワーク6の合計101箇所に及びます。

大阪市立大学は、建学の精神「大学は都市とともにあり、都市は大学とともにある」を受け継ぎ、「都市を学問創造の場としてとらえ、都市の諸問題に英知を結集して正面から取り組み、教育及び研究の成果を都市と市民に還元し、地域社会及び国際社会の発展に寄与してきました。市民のみなさんとともに、都市の文化、経済、産業、医療などの諸機能の向上を図り、真の豊かさの実現をめざす」ことを理念に掲げ、都市や地域の研究に対する総合的かつ学際的な都市研究の領域を領導してきました。教育の基本方針も「都市・大阪を背景とした市民の大学という理念に立脚」するとしています。本学の建学精神を基礎とする都市研究プラザ（以下、URP）は、グローバルCOE「文化創造と社会的包摂に向けた都市の再構築」（2007年度～2011年度）を推進し、独自に築いた海外センター・海外オフィスを始めとする国際的な研究者コミュニティのネットワークとの協力の下、文化創造と社会的包摂、アートによる災害復興等、学際的かつ広範囲の分野に渡る研究実績を重ねてきました。今回、URPがイニシアチブを取り、これまでの国際的な地域連携型学知と実践知のプラットフォームによる研究活動の蓄積によって育まれた、国内外の包摂型現場ネットワーク、幅広い域外・越境ネットワークの活用による共同研究活動を最大限活かす形で、「共同利用・共同研究拠点」の公募に臨み採択され、2014年4月21日付けの事業開始となりました。

本事業では、これまで蓄積してきた研究や学術資源を、さらに地域や一般社会、かつ連携研究機関と共有・協力していくプロセスを重視し、各連携研究機関が積み上げてきた都市研究における先端的取り組みをスケールアップしていくための連携型拠点として整備を図っていきます。これらの取り組みを通じ、世界及びアジアの都市をフィールドに据え、文化創造と社会包摂に資する先端的都市論を構築する共同研究と研究拠点の形成を行う中で、

「21世紀型のレジリエント（復元力に富んだ）都市」のあるべき理念モデルと実践モデルを彫琢していくことが期待されています。



2019 年度公募型共同研究採択課題

代表者	研究テーマ
岡本 祥浩 (中京大学)	経済・社会の構造変化に対応する居住福祉政策の実践的共同研究
安田 恵美 (國學院大學)	ヴァルネラブルな刑務所出所者等の意思決定支援に関する研究—当事者参画による共生都市の創造にむけて
矢野 裕俊 (武庫川女子大学)	地域共同のまちづくりによる社会的不利地域の再生に向けたアクションリサーチ
網中 孝幸 (EAICNジャパン)	包摂都市の形成にかかわる人材養成に向けた研究
福本 拓 (南山大学)	レジリエンスからイノベーションによるサービスハブ地域賦活過程の都市理論研究

■著者紹介（執筆順）

全 泓奎 （大阪市立大学）

網中 孝幸 （八尾市）

閻 和平 （大阪商業大学）

古下 政義 （大阪市立大学）

水野 有香 （名古屋経済大学）

吉本 馨 （大阪府住宅供給公社）

玉川 恵美 （大阪府住宅供給公社）

中山 徹 （大阪府立大学）

松永 貴美 （大阪市）

米澤 美保子 （神戸親和女子大学）

矢野 淳士 （AKY インクルーシブコミュニティ研究所）

湯山 篤 （大阪市立大学）

佐伯 大輔 （大阪市立大学）

野村 恭代 （大阪市立大学）

金 千秋 （特定非営利活動法人エフエムわいわい）

鄭 栄鎮 （大阪市立大学）

コロナトウスキ ヒェラルド（九州大学）

URP 先端的都市研究シリーズ 20

包摂都市ネットワークの最前線
—包摂型都市のための社会的革新

2020年3月15日 初版第1刷発行

編者 包摂都市ネットワーク・ジャパン

発行者 大阪市立大学都市研究プラザ

〒558-8585

大阪市住吉区杉本3-3-138

電話 06(6605)2071 FAX 06(6605)2069

ISBN 978-4-904010-35-8

©2020 Inclusive City Network-Japan

Printed in Japan